

令和6年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）（概要）

1 報告書の構成

- I 行政評価の概要
- II 行政評価結果
- III 行政評価結果の活用と制度の改善

2 令和5年度行政評価の結果

（1）行政評価の概要（P5、P30～31）

対 象：79施策（第5次総合計画後期基本計画の中柱）

評価方法：施策の進捗度及び必要性の2項目について、4段階で評価を実施。

（2）施策の分析（P5～6）

① 施策の進捗度

- ・「4極めて順調」「3 おおむね順調」が 78施策
- ・「2 やや遅れている」が 1施策

② 施策の必要性

- ・「4社会的なニーズは増加傾向にある」が 10施策
- ・「3社会的なニーズは現状と変わらない」が 69施策

③ クロス分析

■必要性 ■進捗度	4 社会的な ニーズは増加 傾向にある	3 社会的な ニーズは現状 と変わらない	2 社会的な ニーズは減少 傾向にある	1 社会的な ニーズは大幅に 減少傾向にある	計
4 極めて順調	1※1	0	0	0	1
3 おおむね順調	9	68	0	0	77
2 やや遅れている	0	1※2	0	0	1
1 大幅に遅れている	0	0	0	0	0
計	10	69	0	0	79

※1 進捗度が4、必要性が4の施策（1施策）

総合計画 コード	施策名	所管課	評価の詳細
234	地域包括ケアシステムの推進	長寿はつらつ課	高齢者の地域活動団体数の着実な増加、第2層生活支援コーディネーターを通じた地域の活動把握により、活動支援を行うことができています。また、在宅医療・介護連携事業における会議等についても、関係者等の協力を得ながら進めることができています。

※2 進捗度が2、必要性が3の施策（1施策）

総合計画 コード	施策名	所管課	評価の詳細
211	地域共生社会の構築	福祉相談課	新型コロナウイルス感染症の影響が残り、地域における様々な「つながる」活動ができなくなるなど、地域福祉活動に影響が出ている。

④ 政策分野ごとのまとめ（P7～27）

- ・総合計画の6つの政策分野について、大柱ごと令和5年度の実績の成果や課題などを記載。

令和6年度

朝霞市行政評価（内部評価）
結果報告書（案）

朝霞市

目 次

I	行政評価の概要	1
1	行政評価制度とは	1
(1)	行政評価の定義	1
(2)	行政評価の目的	1
2	行政評価制度の概要	2
(1)	行政評価制度の全体像	2
(2)	総合的なマネジメントシステムとしての活用	4
II	行政評価結果	5
1	施策評価結果の集計	5
(1)	評価の概要	5
(2)	施策の分析	5
2	行政評価結果～政策分野（ジャンル）ごとのまとめ～	7
(1)	第1章 災害対策・防犯・市民生活	8
(2)	第2章 健康・福祉	10
(3)	第3章 教育・文化	14
(4)	第4章 環境・コミュニティ	17
(5)	第5章 都市基盤・産業振興	20
(6)	第6章 基本構想を推進するために	25
III	行政評価結果の活用と制度の改善	28
1	行政評価結果の活用	28
2	行政評価制度の改善	28
3	行政評価シートの見直し	28
参考資料		
1	朝霞市行政評価実施要綱	29
2	施策一覧	30
3	施策評価シート	32

I 行政評価の概要

1 行政評価制度とは

地方自治体は、市民ニーズの多様化と地方分権の進展の中で、健全な財政の維持と行政サービスの質や市民満足度の向上との両立が求められています。

そのためには、地域の特性を生かした政策主導型の行政運営により政策の推進を図るとともに、行政活動を客観的に評価し、限られた財源を複数の政策的課題へ選択的に振り向けることを可能にする総合的なマネジメントシステムとして、行政評価制度を構築する必要があります。朝霞市においては、「行政評価の定義」と「行政評価の目的」を次のとおりとし、平成19年度から導入を進め、平成23年度以降本格的に実施しています。

(1) 行政評価の定義

行政評価とは、「行政活動によって生み出された成果を測定し、その結果を次の活動へと結びつける一連のプロセス」のこと。

(2) 行政評価の目的

① 成果を重視した政策主導型の行政運営の推進

朝霞市総合計画に基づく行政活動の結果を、行政評価制度を通じて適確に検証しながら、成果を重視した政策主導型の行政運営を推進します。

② 質の高い行財政運営の実現

行政評価制度の運用を通じて、業務手順を常に見直すPDCAサイクルの定着化を図り、行政サービス水準の向上と効率化、行政コストの削減を進め、市民が求める質の高い行財政運営を実現します。



③ 行政資源の投入効果とその結果について説明責任を果たす

施策・事務事業の実施内容と目標に対する達成度を明確にし、どのような成果や市民への効果をもたらしたのかを明らかにするために、行政評価の結果を市民に公表し、行政活動の透明性の向上と説明責任を果たし、市民の市政への理解と参画意識を促進します。

2 行政評価制度の概要

(1) 行政評価制度の全体像

行政評価制度は、事務事業評価、施策評価、外部評価の3つの仕組みで構成します。

① 事務事業評価

- ・総合計画の実施計画に位置付けた事務事業の所管課による評価（自己評価）を実施します。
- ・個々の事務事業について、投入コストや成果（業績）を把握し、事務事業レベルの進行管理を行います。
- ・事務事業の性質、現状、課題などを分析し、成果を高めてコストを削減するための業務改善のあり方について検討します。

② 施策評価

- ・総合計画の基本計画で定める施策について、主として所管する課（部長、主管課長等）により事務事業評価の結果を踏まえた施策評価を実施します。
- ・事務事業を束ねた施策のレベルで、投入コストや成果（業績）を明確にし、総合計画の進捗状況を把握します。
- ・施策目標を達成するために最適な手段となる事務事業を選択し、事業費や労働量等の経営資源の配分のあり方を検討します。

③ 外部評価

- ・行政内部による評価だけでなく、市民や有識者からなる外部の視点から施策評価の結果を検証し、意見や提案を行うとともに、行政評価制度の改善について提言を行います。

【第5次総合計画の構成】

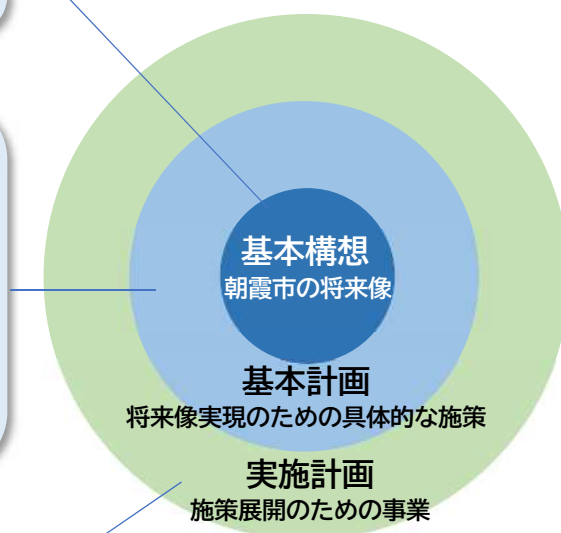
第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想は、市民と行政が共に実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間とします。

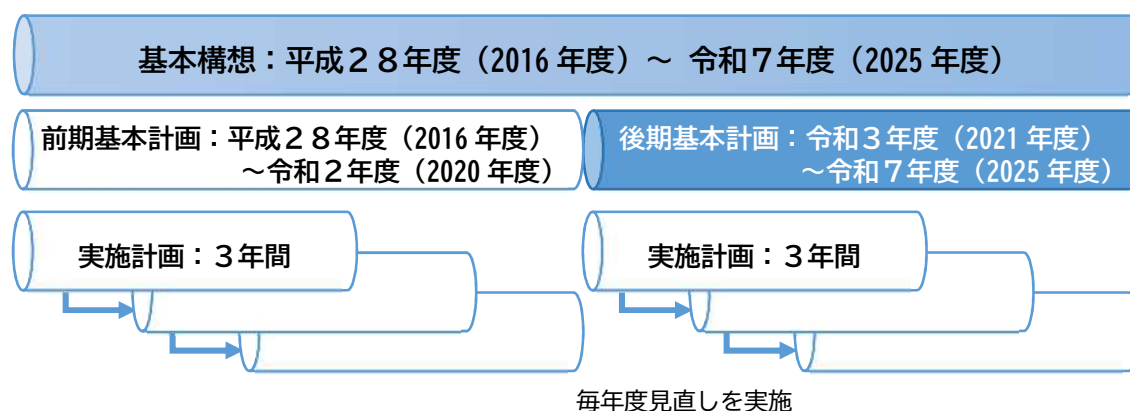
基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間を計画期間とします。

前期：平成28年度（2016年度）から
令和2年度（2020年度）まで
後期：令和3年度（2021年度）から
令和7年度（2025年度）まで

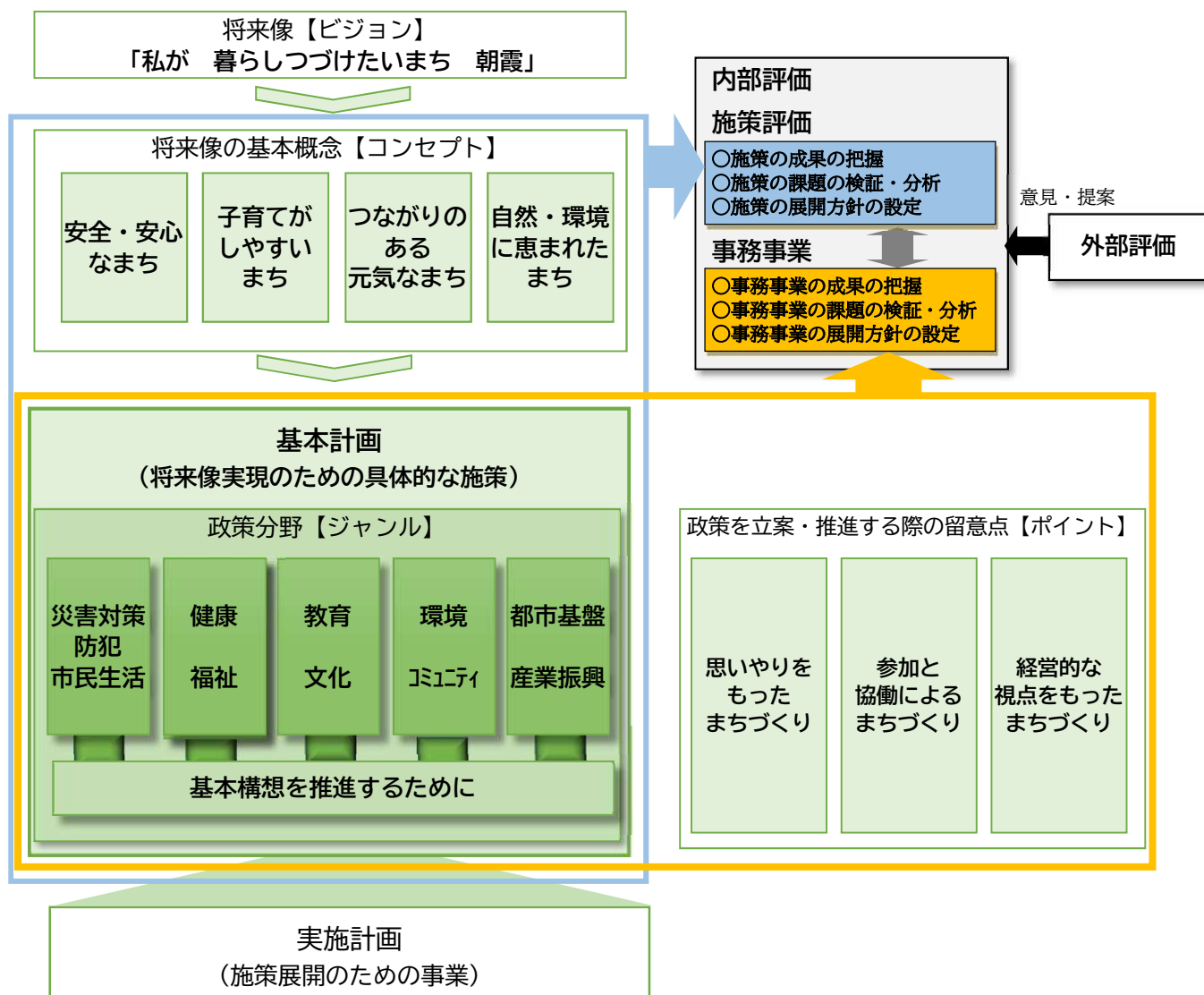
実施計画は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3年間を計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】



【基本構想・基本計画・実施計画と行政評価の関係】



(2) 総合的なマネジメントシステムとしての活用

行政評価制度が全庁的に有効に機能するには、市の総合計画と連動させ、総合的なマネジメントシステムとして実効性を発揮する制度として運用することが重要です。そのためには、担当課及び担当職員が評価結果を踏まえ、具体的に業務内容を検証し、より効果的な計画の推進と予算の執行が図れるようにしていくことが前提となります。

① 総合計画進行管理との連動

総合計画の進行管理は、基本計画を基に、具体的な事業等の実施内容や進捗度を把握する形で実施しており、行政評価における施策評価の結果と重ね合わせて捉えることができるようになります。これらを踏まえ、業務の効率化を図るよう検討します。

② 予算編成への活用を検討

事務事業の効果的な選別のため、行政評価の結果を予算編成に必要な情報として提供するとともに、予算査定に反映させるなどの活用方法も検討します。

Ⅱ 行政評価結果

1 施策評価結果の集計

(1) 評価の概要

令和6年度の評価（対象：令和5年度実施施策）では、第5次総合計画の中柱の79施策を対象に評価を行いました。なお、1つの施策が複数課にわたる場合には、担当課を設定し、担当課が中心となり関連課と調整を図りながら評価を行いました。

(2) 施策の分析

① 進捗度

77施策（97.5%）が「3 おおむね順調」の評価でした。その他、「4 極めて順調」及び「2 やや遅れている」の評価がそれぞれ1施策（1.3%）となっており、「1 大幅に遅れている」の評価はありませんでした。

■進捗度	施策数	割合
4 極めて順調	1	1.3%
3 おおむね順調	77	97.5%
2 やや遅れている	1	1.3%
1 大幅に遅れている	0	0%
計	79	100%

※「割合」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合があります。

② 必要性

10施策（12.7%）が「4 社会的なニーズは増加傾向にある」の評価でした。69施策（87.3%）が「3 社会的なニーズは現状と変わらない」の評価となっており、「2 社会的なニーズは減少傾向にある」と「1 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある」の評価はありませんでした。

■必要性	施策数	割合
4 社会的なニーズは増加傾向にある	10	12.7%
3 社会的なニーズは現状と変わらない	69	87.3%
2 社会的なニーズは減少傾向にある	0	0%
1 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある	0	0%
計	79	100%

※「割合」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合があります。

③ 進捗度と必要性のクロス分析

進捗度と必要性のクロス分析を行った結果、現状での進捗が遅れている施策が1つありました。

■必要性 ■進捗度	4 社会的な ニーズは増加 傾向にある	3 社会的な ニーズは現状 と変わらない	2 社会的な ニーズは減少 傾向にある	1 社会的な ニーズは大幅に 減少傾向にある	計
4 極めて順調	1	0	0	0	1
3 おおむね順調	9	6 8	0	0	7 7
2 やや遅れている	0	1 【※参考】	0	0	1
1 大幅に遅れている	0	0	0	0	0
計	1 0	6 9	0	0	7 9

【参考】進捗度が2、必要性が3の施策

総合計画 コード	施策名	担当課名	評価の詳細
2 1 1	地域共生社会の 構築	福祉相談課	新型コロナウイルス感染症の影響が残り、 地域における様々な「つながる」活動がで きなくなるなど、地域福祉活動に影響が出 ていることから、進捗はやや遅れている。

2 行政評価結果～政策分野（ジャンル）ごとのまとめ～

行政評価の結果を、総合計画の6つの政策分野（ジャンル）ごとに集計し、成果や課題などについて、概要を次ページ以降にまとめました。

後期基本計画の中柱ごとに、担当課の自己評価（進捗度）について、

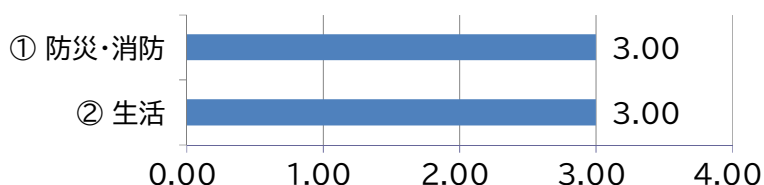
- 4 極めて順調 ： 4 点
- 3 おおむね順調 ： 3 点
- 2 やや遅れている ： 2 点
- 1 大幅に遅れている： 1 点

として集計し、さらに、中柱の評点の平均値を大柱の評点として、グラフに表しました。

例：第2章 健康・福祉「1 地域福祉」⇒ 2.50点

＝（「地域共生社会の構築：2点」＋「生活困窮者等への支援：3点」）÷ 2

(1) 第1章 災害対策・防犯・市民生活



① 防災・消防

東日本大震災や能登半島地震など大規模な震災の発生に加え、今後、首都直下地震なども懸念されています。また、水害についても、近年、短時間の集中豪雨による水害が市内で発生しています。これらの震災リスクや水害の状況を踏まえ、防災対策の推進については、備蓄食糧の更新、第七小学校、クリーンセンター、根岸台市民センター、朝霞県税事務所に設置している雨量計の運用を実施しています。

地域防災力の強化については、5年に1度実施している総合防災訓練や、同時開催した防災フェア、各小学校で児童向けの防災教育を実施することで、関係機関との連携強化や地域防災力の向上につなげることができました。また、自主防災組織の活動等の支援のため、地域自主防災活動等事業費補助金等を交付しました。

消防体制の充実については、埼玉県南西部消防局及び消防団と連携し、高度化する消防・救急活動を支援していくとともに、地震・水害等の大規模災害にも対応できるよう、技術向上に努めていきます。

② 生活

防犯のまちづくりの推進として、警察等の関係機関と連携し、防災行政無線やメール配信サービス等を活用した犯罪情報の提供を随時実施したほか、防犯研修会を実施し、防犯意識の高揚を図りました。また、自治会・町内会等が行う防犯資機材の整備や防犯灯のLED化に係る経費に対する補助等、防犯に関する自主的な活動を推進するための支援を行ったほか、朝霞わがまち防犯隊及び青色防犯パトロールカーによる防犯パトロールを実施しました。今後においても、地域の自主防犯活動団体を育成支援するほか、警察やわがまち防犯隊等の関係機関との連携を図り、犯罪を起こさにくい安全で安心なまちづくりを推進していきます。

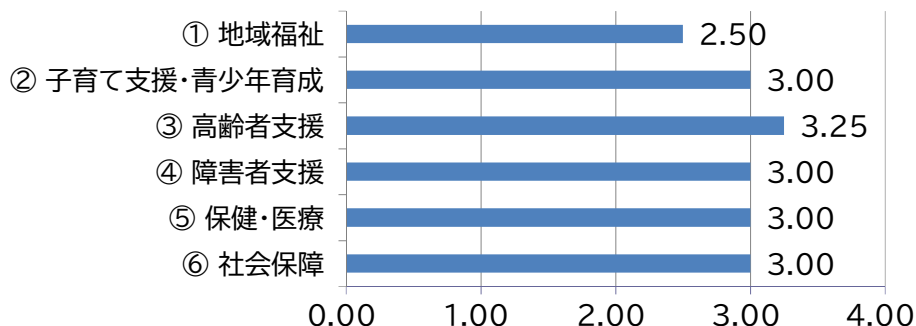
消費生活相談では、高齢者を狙った屋根や外壁の改修に関する相談が多く寄せられました。相談者は訪問業者の勧誘を断ることができずに契約をしてしまい、高額な支払いをしてしまうというケースがほとんどです。

消費生活相談を知っている人は相談を受けられますが、知らない人は泣き寝入りする場合もあることから、引き続き、広報あさかや市ホームページ等に消費者トラブル事例の掲載や注意喚起を行うほか、パネル展や消費者教室の開催など、高齢者のみならず若年層に対しても積極的に啓発活動を行い、消費者に必要な情報を発信していきます。

安心できる葬祭の場の提供については、家族葬や直葬などの小規模な葬儀が増加傾向にあるため、施設の貸出・運用方法等において、柔軟に対応できるよう指定管理者と調整しました。

今後については、施設・設備の老朽化等が確認されていることから、利用者ニーズを見極め、公共施設等マネジメント実施計画に従い、計画的に改修を実施していく必要があると考えています。

(2) 第2章 健康・福祉



① 地域福祉

「第4期朝霞市地域福祉計画」等に基づき、各種施策に取り組んでいます。

地域共生社会の構築では、民生委員・児童委員及び保護司の活動に対する支援のほか、ボランティア活動等のきっかけとなる地域保険福祉活動振興事業費補助金を交付したことで、地域における自主的な活動を推進することができました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とされていた地域福祉講演会を5年ぶりに開催し、福祉に対する理解と関心を深め、地域で共に支え合う意識の向上を図ることができました。

生活困窮者への支援については、生活困窮者自立支援法に基づいた自立相談支援事業や住居確保給付金の支給、学習支援事業に加えて、家計改善支援事業も開始し、生活困窮者の自立支援に取り組むとともに、高齢者の困りごと相談など、福祉に関わる相談を受ける福祉総合相談を実施しました。

② 子育て支援・青少年育成

「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を推進しています。

子どもたちが健やかに育つ環境整備では、児童虐待への体制強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点において、支援を要する家庭の早期発見と早期支援に努め、児童虐待の発生予防に努めました。引き続き児童虐待を防止し子どもの人権が尊重されるよう広報啓発を行うとともに、ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成などを行いました。

また、子どもの貧困対策や居場所づくりについては、庁内連絡会議を開催したほか、市内の子ども食堂や団体と連携し、フードドライブ活動などを行いました。子育て家庭を支えるための環境整備では、子育て家庭への支援として、家庭児童相談室や子育て支援センターなどでの相談や支援により、保護者の育児負担の軽減、不安や悩みの解消を図りました。

子育て家庭への経済的支援として、児童手当の給付やこども医療費の助成のほか、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、家計への負担が増えている子育て家庭への支援策として、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯/その他世帯）」を支給しました。

幼児期等の教育・保育の充実では、公設保育園の管理運営のほか、民間保育園等に対する運営費の補助を行いました。

青少年の健全育成の充実では、地域や関係団体、学校と連携して、子どもたちの安全を守るための地域安全マップの作成や青少年健全育成の集い(作文発表会)の開催、標語作品の募集などを行いました。

③ 高齢者支援

「第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等に基づき、各種施策を推進しました。

健康で活躍できる地域社会の推進では、第2層協議体で共有した取組課題のうち、市全域で対応すべき課題について、第1層協議体を新たに立ち上げ、検討することができました。また、元気高齢者を増やすため、フレイル予防教室等で介護予防を推進したほか、老人クラブやシルバー人材センターへの補助金の交付等により活動を支援しました。

自立のためのサービスの確立では、高齢者福祉サービス提供事業者に対して、光熱費等の高騰に係る経費の補助を新たに実施しました。

また、介護保険制度を適切に運用するため、介護認定調査、介護認定審査会の円滑な実施を図り、各種介護サービスを利用した際の保険給付費の支給や、生活支援員の派遣などを行いました。

安全・安心な生活ができる環境整備では、見守り協定を新たに3企業と結んだほか、ひとり暮らしの高齢者等への安心見守り通報システム等の提供や、認知症サポーター養成講座を実施することができました。

地域包括ケアシステムの推進では、各地域包括支援センターで総合相談支援等を行い、高齢者支援の充実を図ることができました。そのほか、多職種合同研修会や在宅医療・介護連携事業の推進などに取り組みました。

今後は、更に高齢化の進展が予測されていることから、「互いに支え合い いつまでも 自分らしく 笑顔で暮らせるまち あさか」を目指し、地域のつながりを大切にしながら、地域共生社会を見据えた取組を推進していきます。

④ 障害者支援

「第5次朝霞市障害者プラン」等に基づき、各種施策を推進しています。

共に生きる社会の実現では、ノーマライゼーションの理念の普及及び施策の充実を図るため、障害者週間に市内障害福祉施設2団体の活動内容の展示を行うなどの啓発事業を実施しました。併せて、障害者差別解消法の継続的な周知により、障害のある人の権利擁護の支援に努めています。

また、ふれあいスポーツ大会を開催したほか、障害者芸術(陶芸・絵画)体験教室や障害福祉施設の自主製作品展示販売会を実施することができました。今後においても、障害のある人を取り巻く環境や社会情勢の変化に適切に対応し、障害のある人もない人も、地域で共に生きる社会の実現を目指します。

地域における自立生活支援では、障害のある人の経済的負担を軽減するため、重度心身障害者医療費や特別障害者手当等の給付を行ったほか、福祉タクシー利用券の交付、交通系ICカード・自動車燃料費の補助等を行い、障害のある人の自立と社会参加を図りました。

また、障害のある人の自己決定権を尊重するため、丁寧に相談に応じ、必要な障害

福祉サービスの提供を行うなど、相談支援体制の充実に努めました。このほか、朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会を実施し、9月23日の「手話言語の国際デー」には、手話の普及・啓発に努めるなど、コミュニケーション支援についても充実を図っています。

自立に向けた就労支援では、障害者就労支援センター等の関係機関との連携を図ることにより、障害のある人の雇用の促進に努めています。

また、指定管理者制度により通所系障害福祉サービス施設を運営し、一般企業での就労が困難な障害のある人の日中活動等の場の確保に努めています。

今後も、障害のある人の社会参加を促進し、障害のある人となない人の交流を深め、障害に対する啓発活動を行い、障害の有無にかかわらず共に暮らせるまちづくりを進めていきます。

⑤ 保健・医療

健康長寿の市民が増えるよう、「あさか健康プラン21（第2次）」に基づき、健康づくりの支援として様々な事業に取り組みました。健康への意識向上に取り組む市民の輪が広がることを期待して、「健康あさか普及員」と協働して事業を推進しています。普及員の登録数は、令和5年度末で422人となり、健康づくりを行う市民が今後も増えるよう取り組んでいるところです。また、健康マイレージ事業では、延べ3,308人が参加しており、どの年代の方でも取り組むことができる健康づくりの施策を展開しています。

次に、保健サービスの充実では、各種健診、予防接種等を進めています。母子保健分野では、令和5年度から伴走型支援と出産・子育て交付金、多子世帯応援給付金の支給を開始し、相談支援と経済的支援の一体的実施を開始しました。子育て世代包括支援センターにおいては、妊娠届出時に保健師等による全妊婦への面接や妊婦健診の補助、産後ケア事業、新生児訪問指導、乳幼児健診などを実施し、妊娠期から子育て期にわたる一貫して切れ目のない支援を行い、専門家の支援が必要な場合には、早期介入し支援しました。

また、感染症対策では、コロナが5類感染症に移行後も引き続き感染症対策を進め、新型コロナワクチン特例臨時接種は令和5年度末で終了しました。

医療体制においては、在宅当番医制、病院群輪番制及び小児救急医療支援事業を継続していくとともに、医療体制の充実に図りました。今後においても、適切な医療を受けられるよう、現在の医療体制を維持するとともに、救急医療体制について、更なる充実を目指していきます。

⑥ 社会保障

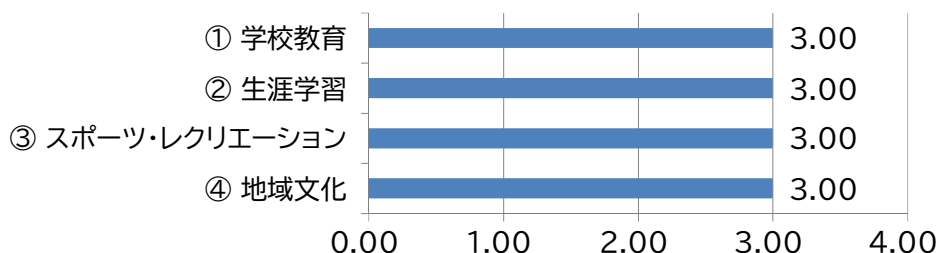
社会保障制度の適正な運営では、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の円滑な運営や特定健康診査及び人間ドック検診の受診者に対する受診費用の助成を実施することにより、市民の健康増進に努めました。国民年金事業では、年金に関する情報提供や相談体制を充実させ、社会保険労務士による年金相談を実施し、年金制度への理解の促進に努めました。

指標である特定健康診査受診率につきましては、令和4年度43.4%（法定報告値）、令和5年度46.3%（速報値・令和6年6月26日現在）と受診率が向上し

ており、引き続き、最終目標値である60.0%を目指していきます。

生活保護制度では、受給者からの多様な相談に対し、適切な支援及び助言を行うとともに、保護を要する方には適宜、必要な援護を行い、生活の安定化及び自立への一助となるための取組に努めました。

(3) 第3章 教育・文化



① 学校教育

朝霞の次代を担う人材の育成を進めるためには、豊かな心の育成が欠かせません。そのため、教育相談体制をより一層充実させてきました。中学校のさわやか相談室にさわやか相談員やサポート相談員、スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等に関する教育相談に、丁寧な対応ができるようにしました。小学校の児童や保護者については、中学校区のさわやか相談室を周知したり、小学校に相談員が訪問したりすることで、更なる相談活動を充実させることができました。近年、教育相談を利用することが難しい家庭のほか、社会福祉や医療等の他機関との連携が必要とされるケースが増えています。朝霞市では、子ども相談室に3名のスクールソーシャルワーカーを配置し、積極的に活用することで、対応を図っています。

さらに、確かな学力と自立する力の育成に向け、低学年補助教員やスクールサポーター等の人的配置を継続するとともに、効果的な活用を推進していきます。また、各校で校内研修助成を活用した教職員の資質向上のための学校研修等に取り組みました。学力の面では、全国学力・学習状況調査では全国・県の平均正答率を上回っており、埼玉県学力・学習状況調査でも、小・中学校とも全ての学年・教科で朝霞市の平均正答率が県平均率を上回っており、おおむね良好と捉えています。

質の高い教育を支える教育環境の整備の充実では、令和5年度は、第二中学校の屋内運動場空調設備設置工事などを実施しました。また、少人数学級実施による教室不足のため、第六小学校及び第九小学校の校舎増築工事に着手するとともに、第二小学校、第六小学校において普通教室への転用改修工事を実施しました。

このほか、学校・家庭・地域が連携した教育の推進に向け、令和5年度に新たに第三中学校、第五中学校の2校に学校運営協議会を設置し、小学校全10校、中学校4校に学校運営協議会が設置されました。また、地域に根付いてきたふれあい推進事業は、全ての中学校区で実施されました。参加人数も令和4年度より増え、コロナ禍前の活力を取り戻しつつあります。

② 生涯学習

生涯学習施策を総合的、計画的に推進していくため、「第3次朝霞市生涯学習計画」に基づき、各種事業を実施しました。令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、感染予防対策を行いながら、文化祭や市民芸能まつり、講座等を開催し、市民や学習団体の主体的な学習活動を支援することができました。今後とも市民の学習活動を支援し、学習の中心となる人材の育成を行っていきます。

公民館では利用数が回復し、主催事業や中央公民館サマーフェスティバル、地区公民館まつりなどを計画どおり実施することができ、市民の学びへの意欲に応えることができました。また、中央公民館エレベーター改修工事や東朝霞公民館空調設備改修工事などを実施し、利用者が快適に利用できる環境の整備を進めました。今後も、利用者のニーズを的確に把握し、市民の求める学びへの対応や安心して利用できる施設の整備に努めます。

図書館では、誰でも気軽に利用できる図書館を目指し、資料の充実と貸出し、レファレンス等の図書館サービスの充実に努めながら、各種イベントや事業を展開しました。さらに、電子図書サービスについても、コンテンツの充実と利用の促進に努めました。図書館利用者のアンケート調査では、引き続き、満足度83.3%と高い評価となっていることから、今後も利用状況やニーズの把握に努め、第3次朝霞市立図書館サービス基本計画及び第3次朝霞市子ども読書活動推進計画に基づき、適切なサービス提供に取り組めます。

博物館では、各種事業の実施状況をコロナ禍以前の状況に戻すべく、可能な限り定員や回数を増して事業展開を行いました。今後も地域の調査・研究を進め、朝霞の特色を明らかにし、市民の皆さんへの学習機会の提供に努めます。

③ スポーツ・レクリエーション

「第2期朝霞市スポーツ推進計画」に基づき、誰もがいつでもどこでも楽しめる生涯スポーツ社会の実現に向けて、各種事業を実施しました。体育祭は従前と同規模での内容で開催するとともに市民体育賞表彰式も併催し、ロードレース大会は市内外から多くの参加者を迎えて5年ぶりに開催するなど、全ての事業をコロナ禍前の規模で開催することができました。今後とも「20歳以上の市民の週1回以上のスポーツ実施率60%」という目標の達成に向けて、スポーツ協会を始めとする関係団体やスポーツ推進委員等との連携を図りながら各種事業を展開し、多くの方がスポーツに親しむための環境づくりを進めていきます。併せて、スポーツに関する情報等を広報やホームページ、公式SNSなどを活用して市民の皆さんに提供するなど、より多くの方にスポーツやレクリエーションに対する関心を持ってもらえるような広報活動を展開していきます。

また、スポーツ施設はスポーツ・レクリエーション活動の基盤であることから、誰もが安心して活動ができるよう、朝霞市公共施設等マネジメント実施計画に沿って、老朽化への対応やバリアフリー化などを推進していきます。

④ 地域文化

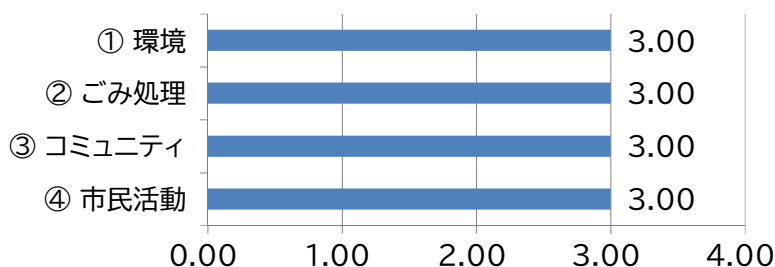
歴史や伝統の保護・活用では、重要文化財旧高橋家住宅における各種活用事業についてはさつまいも掘りなどの農業体験や昆虫採集・観察など屋外での体験学習を実施することができました。市指定無形文化財では、溝沼獅子舞の春・秋の奉納舞が3年ぶりに行われ、根岸野謡は市民芸能まつりや旧高橋家住宅において公演を行うなど、郷土芸能の普及啓発を図ることができました。その他、指定文化財を始めとした文化財について、定期的に状況観察や連絡ないし必要に応じた措置を施し、保護・保存に努めました。郷土芸能の各団体においては、後継者養成が課題となっているため、今後も継続的な支援を行います。また、博物館では資料調査に基づいた展示事業や教育

普及事業を実施し、文化財の保存・活用や公開を進めているところです。

芸術文化の振興では、朝霞市文化協会との協働により、ほぼ従前のとおりの活動体系に戻り、芸術文化展や市民芸能まつり、文化祭等を開催しました。各芸術文化団体等の活動の成果を発表する場が再開されたことにより、市民が気軽に芸術文化に触れることができる機会を提供できました。今後も、子どもやお年寄り、また、障害のある方などが、気軽に芸術・文化に親しみ、触れ合う機会となるよう、事業の充実に努めます。

地域文化によるまちづくりについて、人口の流出入が多い都心のベッドタウンである本市では、ふるさと意識が希薄になりがちで、かつ、独自の文化が育ちにくい状況にあります。今後においては、ふるさと意識を形成し、市民が地元へ愛着と誇りを持てるよう、「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、「どんぶり王選手権」などの地域独自の文化を醸成するイベントを継続して開催していく必要があります。また、幼少期からふるさと意識を育み、文化を継承していくために、彩夏祭のよさこい鳴子踊りに市内の小中学校の参加を促し、地元への愛着や帰属意識が芽生えるよう、補助金交付などの支援を継続します。

(4) 第4章 環境・コミュニティ



① 環境

住みよい環境づくりの推進では、自然環境や生活環境の状況を継続的に把握するため、大気・水質環境調査などの各種調査を実施しました。また、狂犬病の発生を予防するため、畜犬登録や狂犬病予防注射の啓発活動を実施したほか、人と動物との共生社会を推進するため浜崎ドッグランを開場し管理運営を行いました。

低炭素・循環型社会の推進では、再生可能エネルギーの普及推進のため、住宅用太陽光発電システム等の創エネ・省エネ設備設置費補助金の補助メニューを追加するとともに、国の補助金を活用した省エネエアコン買換え促進補助金の交付を実施したほか、リサイクルプラザにおいて、家庭で使われなくなった生活用品の再利用を促進するリサイクルショップの運営や、不要な家具を収集販売することで、資源の有効活用や廃棄物の減量、再資源化など、市民が循環型社会について身近に考えることができるよう、啓発を行いました。また、市役所公用車駐車場の電気自動車用急速充電器の利用促進を図るとともに、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスを集計し、広報やホームページでの公表や、アイドリングストップ啓発用のぼり旗の設置やエコライフDAY・WEEKへの参加の呼びかけなどの啓発活動を実施しました。

環境教育・環境学習の推進では、自治会・町内会など地域住民の協力を得ながら、春と秋の年2回きれいなまちづくり運動を実施したほか、小学生を対象とした環境美化のポスター募集を実施し、入選作品を市役所市民ホールや産業文化センターに展示するとともにポスター化して市内に掲示するなど、市民への情報提供や啓発を積極的に行いました。引き続き、市民・事業者・行政が連携し、環境への負荷の少ない活動を継続することにより、持続可能な社会が構築されているまちを目指します。

② ごみ処理

ごみの減量・リサイクルの推進では、本市の一般廃棄物を適正かつ効率的に処理するための目指すべき方向性を示すものとして、「第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。また、ごみ分別キャンペーンの実施や環境月間、3R推進月間、街頭啓発活動などを通じて市民、事業者に対して、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する意識啓発を推進しました。さらに、地域リサイクル活動推進団体に対し、補助金を交付することにより、更なるリサイクルを推進しました。令和5年度のごみ排出量については、啓発活動の効果により、家庭ごみ、事業ごみ共に減少しました。

ごみ処理体制の充実では、効率的な収集運搬、ごみ処理施設の適切な維持管理・運

転管理を行うことで、市民の快適で衛生的な生活の確保に努めました。また、分別方法が五十音順に検索できる「分別辞典」のQRコードを掲載した「資源とゴミの分け方・出し方」の簡易版パンフレットを全戸配布したほか、外国出身の方でもゴミの出し方や分け方が分かる、やさしい日本語版の分別チラシを配布しました。また、市民活動団体と協働で制作した「ごみ分別アプリ」の情報発信を行い、ゴミの分別・適正排出の啓発、衛生的な生活の確保に努めました。

和光市とのごみ処理広域化の検討については、令和2年10月1日に「朝霞和光資源循環組合」を設立し、広域処理施設の建設に向けた準備を進めています。現施設は、定期的な整備等を実施することにより、安定的に移働させることができました。

今後も、ゴミの減量及び再資源化の推進を図ることにより、循環型社会の構築に努めていきます。

③ コミュニティ

コミュニティの希薄化や市民の価値観の多様化、自治会・町内会が抱える課題など、様々な要因により自治会加入率の低下が進んでおり、加入率向上が喫緊の課題となっています。また、防犯・防災や環境美化、地域福祉など地域の諸課題を解決するためには、今後、自治会・町内会等の地域コミュニティ組織の果たす役割がますます重要となるため、地域活動が適切に継続されるよう市として取り組む必要があります。

今後も自治会連合会と連携し、現状や要望の把握に努め、柔軟に対応できるよう体制を整え、自治会・町内会の負担軽減や活動しやすい環境づくりを進めていきます。また、地域の自治組織である自治会・町内会に対し、自治会等運営費補助金や自治会等集会所建設事業補助金の交付を継続し、自治会・町内会の自主性を尊重しながら活動を支援していきます。さらに、コミュニティ活動の拠点となる市民センター8館、市民会館及びコミュニティセンターについては、経年劣化が進んでいるため、公共施設等マネジメント実施計画に基づき、施設の長寿命化や機能向上を図るなど、計画的な維持管理に努めます。

④ 市民活動

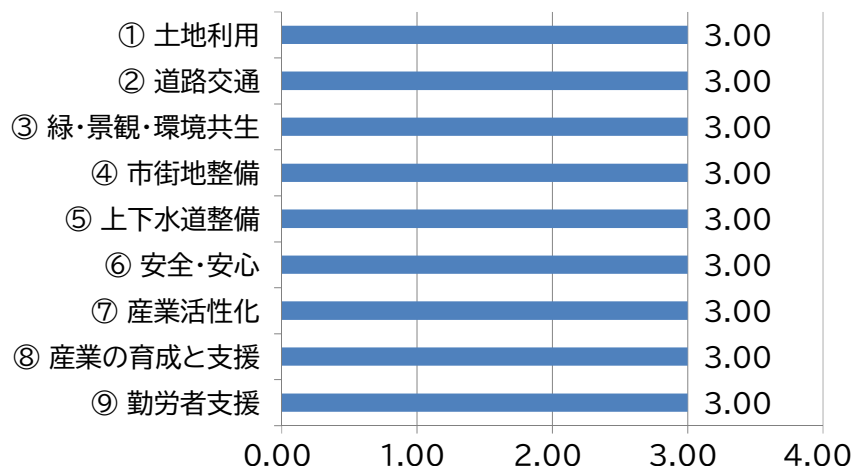
福祉の増進や子どもの健全育成、まちづくりの推進など、様々な分野の活動が広がっています。地域や生活の場で発見された課題や、市民の多様なニーズに対応するNPO法人などの市民活動団体は、地域社会の形成に重要な役割を果たしています。このため、より多くの方に市民活動へ参加する機会を提供するほか、活動の周知・啓発、団体支援を行うなど、引き続き市民活動を推進していく必要があります。

市民活動支援ステーション・シニア活動センターでは、市民活動への支援及び市民活動環境の充実のため、（公財）いきいき埼玉と共催で、市内NPO法人、団体、企業等と協力して「地域デビュー支援セミナー」を開催し、シニア世代の活動の担い手づくりを行うとともに、市民活動団体の活動に必要な情報の収集、相談、運営支援などを行いました。

また、団体活動の幅を広げるため、朝霞地区4市が共催で「市民活動団体交流会」を開催し、団体の活動内容や活動における課題などの情報交換を行うとともに、団体同士の交流の促進を図りました。

コロナ禍が収束し、団体の活動も回復してきているため、引き続き活動拠点施設として、利用しやすい施設の維持管理を行い、様々な相談等に適切に応えられるよう、支援する側のスキル向上を図るなど、市民活動の活性化を進めていきます。

(5) 第5章 都市基盤・産業振興



① 土地利用

朝霞市都市計画マスタープランに即したまちづくりを推進するため、都市計画等のまちづくりに関する制度を適切に運用しました。また、従来の土地利用計画等に加え、都市機能や居住の誘導、公共交通の充実による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりも推進しています。引き続き、これらの制度を適切に運用するとともに、土地利用計画等に基づく施策の実施状況を確認し、区域区分や地域特性に応じた適正な土地利用を図っていきます。

旧暫定逆線引き地区については、地区計画による良好な住環境の形成に努めていきます。官民連携によるまちづくりについては、北朝霞・朝霞台駅周辺地区でエリアプラットフォームの構築を進めるとともに未来ビジョン（暫定版）を策定しました。ウォーカブルの推進については、アサカストリートテラスなどの官民連携による公共空間の利活用やまちなかベンチの設置などを実施しました。

② 道路交通

自動車交通が増加する中、誰もが安全、快適に通行できる歩行空間の確保のため、用地交渉や用地買収を進めるとともに、歩道設置や道路拡幅の整備を進めました。都市計画道路については、駅東通線及び岡通線の根岸台6丁目地内において、早期の道路整備着手に向けて用地取得を進めています。また、市道についても橋梁や舗装の改修工事等を行い、道路、橋梁の安全確保や老朽化対策を進めるとともに、道路拡幅や歩道整備等を今後も計画的に行っていきます。交通については、道路の交通安全対策や公共交通のバリアフリー化などを計画的に行っています。

公共交通については、公共交通の不便な地域の解消などを目的に市内循環バスを運行するほか、地域公共交通計画に基づき、公共交通空白地区の改善に向け、先行検討地区と協働して試験運行を実施するなど、各種施策を推進しました。また、公共交通の補完と市民の移動の利便性向上等を目的に、シェアサイクルの実証実験を継続して実施しました。

さらに、東武東上線、JR武蔵野線県内沿線市町で構成する協議会を通じ、ホームドア設置や利便性の向上について要望活動を行ったほか、朝霞台駅へのバリアフリー

施設整備の推進に向け、東武鉄道と協議を重ね、令和5年11月にエレベーター新設工事が開始されました。

交通安全対策については、学校やPTA等からの要望に基づき区画線やグリーンベルト等を設置したほか、長寿命化計画に基づき歩道橋2橋の改修工事を実施しました。また、歩行者及び自転車の交通環境の整備のため、市道2号線の一部区間に自転車の通行領域を示す矢羽根型表示を設置しました。加えて、放置自転車対策など、安全な道路交通環境を整備したほか、小学校1年生及び4年生、園児を対象に交通安全教育を実施し、交通ルールの指導を行いました。また、市内各地で道路反射鏡や交通安全啓発看板の設置などを行いました。

③ 緑・景観・環境共生

「朝霞市みどりの基本計画」に基づき、各種施策を推進しています。

まちの骨格となる緑づくりでは、本市に残る貴重なみどりを保全する取組として保護地区・保護樹木の指定や生産緑地の追加指定、特定生産緑地の指定などを行うことにより、緑化の推進及び緑地の保全を図りました。公園では、市民が安全に安心して施設を利用できるよう定期的に遊具等の安全点検を実施し、適切な維持管理に努めたほか、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した遊具の更新を行いました。

また、うるおいのある生活環境づくりでは、公園や緑地の清掃、花苗植え、花壇管理をボランティア団体の活動を通じて実施するなど、みどりを守り育てる担い手となる市民等と行政が一体となって、協働で施策を推進する取組を行ったほか、市民がより身近に本市の自然環境や景観を感じられるツールとして、黒目川沿いの緑のスポットをつなぐ、くろめがわグリーントレイルマップを作成しました。

グリーンインフラ工事では、（仮称）宮戸二丁目公園、まぼりひがし公園、まぼりみなみ公園の3公園の整備事業に着手しました。

まちの魅力を生み出す景観づくりでは、朝霞市ならではの魅力ある景観の形成を進めるため、市民等が主体となった良好な景観づくりの取組を支援する制度として、景観づくり団体の認定及び景観形成補助金の交付を行っています。

再生可能エネルギーの普及推進のため、住宅用太陽光発電システム等の創エネ・省エネ設備設置費補助金の補助メニューを追加するとともに、国の補助金を活用した省エネエアコン買換え促進補助金の交付を実施しました。また、市役所公用車駐車場の電気自動車用急速充電器の利用促進を図るとともに、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスを集計し、広報やホームページでの公表や、アイドリングストップ啓発用のぼり旗の設置、エコライフDAY・WEEKへの参加の呼びかけなどの啓発活動を実施しました。

④ 市街地整備

土地区画整理事業、法令による規制・誘導、市民や事業者との連携や協働、地区計画制度等の活用など、まちづくりに係る制度を活用して、総合的に進めています。

令和5年度は、土地区画整理組合補助金を交付する予定となっていました、あずま南地区土地区画整理組合による工事に遅れがあったため、令和6年度に繰越としました。

⑤ 上下水道整備

上水道では、「朝霞市水道事業耐震化計画」に基づき、基幹管路の耐震化や、老朽管の更新を令和4年度より5キロメートルを目途に更新を進めるとともに、泉水岡浄水場電気設備更新工事（第5期）に着手しました。また、市内全域の漏水調査を実施し、79箇所の漏水を発見し修繕しました。引き続き、災害に強い水道施設を目指して、管路の耐震化や老朽施設の更新を推進していきます。

下水道では、既存の施設の処理能力を超える集中豪雨に対し浸水被害の軽減を図るため、「朝霞市雨水管理総合計画」を策定しました。本計画に基づき、溝沼地区の整備計画に位置付けた調整池築造工事を令和3年度から進めており、ポンプ場建設工事についても令和5年度から着手しました。今後、この計画に基づき、重点対策地区の対策工事を進めていきます。また、開発行為等の際に雨水流出抑制対策を実施するように市民や事業者と協力をお願いしていきます。旧暫定逆線引き地区については、市街化区域の編入に伴い、公共下水道の整備を進めています。今後も未整備地域の下水道整備を進めるとともに、既存の下水道施設の適切な維持管理を図り、下水道事業を将来にわたって安定的に継続できるよう取り組んでいきます。

⑥ 安全・安心

災害や犯罪に強いまちづくりでは、公共施設の耐震化、災害対策、防犯対策等の対応だけでなく、市民、事業者が行う対策や協力も不可欠であり、その取組を啓発し、支援するための取組も必要です。安全対策の一環として、朝霞橋及び浜崎陸橋において、コンクリートの剥落が確認されたことから、応急措置としての緊急修繕工事を行いました。また、学校やPTA等からの要望に基づき区画線やグリーンベルト等を設置したほか、地域防犯パトロールの実施、防犯灯のLED化促進補助金や止水板設置費補助金を交付しました。また、民間の建築物の耐震診断・耐震改修工事などに対する補助制度の周知を行うとともに、危険なブロック塀等の撤去に伴う補助金を交付しました。

全ての人にやさしいまちづくりについて、誰もが暮らしやすい環境を整備し、歩いて暮らせるまちづくりを推進するためには、公共交通機関の充実や公共空間におけるバリアフリー化などが必要です。このため、鉄道事業者に対してホームドア設置や利便性の向上について要望活動を行うとともに、朝霞台駅へのバリアフリー施設整備の推進に向け、東武鉄道と協議を重ね、令和5年11月にエレベーター新設工事が開始されたほか、地域公共交通計画に基づき、先行検討地区と協働して試験運行を実施するなど、各種施策を推進しました。また、高齢者住宅の提供や住宅改善費の補助、住替家賃の補助や住宅資金の助成を行いました。加えて、認知機能、身体機能の低下等により、安全運転に不安がある市民に対して、運転免許自主返納啓発事業を実施し、自主返納された方の移動支援として市内循環バス回数券又はタクシー利用券を交付しました。

⑦ 産業活性化

「朝霞市産業振興基本計画」を踏まえ、商業の中心である商店街の賑わいの創出、

活性化を支援するために、市内各商店会に対する商店街活性化推進事業補助金等を交付したほか、中小小売商業高度化事業構想推進事業費補助金として、TMO認定事業者（朝霞市商工会）に対する助成を行い、中心市街地の活性化と消費喚起を図ることができました。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、中小企業融資制度を活用している事業者が1年間で支払った利子に対し、補助率を4／7から7／7に拡充して補助を行いました。また、市内事業者を利用して住宅リフォーム工事を行う市民に対し、個人住宅リフォーム資金補助金を交付することで、市内事業者の支援を図り、産業の活性化につなげることができました。

農業については、農業経営の安定化、農業を支える担い手の支援、農業に親しむ取組の支援、地産地消の推進のため、農業者、農業団体の活動の支援、市民農園の設置・管理や農業体験など各種施策を実施したことで、都市農業の振興を図ることができました。令和5年度からあさか野菜PR事業として、市内のホームセンターで月1回行われている朝霞産農産物販売において、朝霞の野菜を使ったクッキングライブを行うことで、あさか野菜の魅力を伝えることができました。また、農地パトロール等を行い、早期に遊休農地を発見したことで、農地の保全を図ることができました。

⑧ 産業の育成と支援

本市の産業振興の目標や施策の方向性を示した「産業振興基本計画」が、令和5年度で10年の計画期間の中間を迎えたことから、コロナ禍や物価高騰などによる社会情勢の変化を踏まえ、市や事業者が取り組むべき施策等を現状に合ったものに改める見直しを実施し、より実効性のある計画とすることができました。

起業・創業の支援については、起業家育成支援相談、起業支援セミナーの開催、起業家に向けた融資制度を実施したほか、店舗等リフォーム資金補助金の交付を行い、空き店舗の解消を図るとともに、市内での起業を促進したことで、市内産業の育成を図ることができました。

また、農業経営基盤強化については、さいたま農林振興センターやあさか野農業協同組合、市内の事業者などの関係機関と連携し、地場野菜の振興などに取り組んだことにより、農業の担い手の育成や生産者の農業経営基盤の強化を図ることができました。

⑨ 勤労者支援

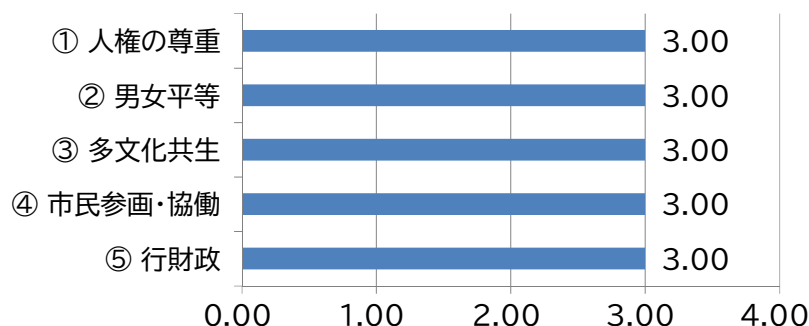
就労を希望する市民が望む仕事に就くことができるよう、内職相談や就職支援相談を実施したほか、埼玉県やハローワーク朝霞と連携し、保育業界や運送業界に関する就職支援セミナーや合同企業面接会も開催するなど、昨年度よりも内容を充実させたことで、市内での就労やマッチングにつながる支援をすることができました。

また、勤労者が雇用等のトラブルを解決するために、労働・社会保険相談事業を実施し、令和5年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける労働者の方からの相談にも対応できるように、令和2年度から継続して相談日を増やして実施しました。

その他、働きやすい職場づくりを実践する市内事業者を増やす取組として、市内2

事業者をワーク・ライフ・グッドバランス企業に認定しました。今後も市民の市内での就職と定着を後押しするなど、就労支援に努めます。

(6) 第6章 基本構想を推進するために



① 人権の尊重

市民一人ひとりの人権意識や人権感覚を高め、差別のない社会の実現を目指すために、既存の事業を着実に実施していく必要があります。

人権啓発活動については、人権相談を始め、彩夏祭における啓発活動や市内小学校での人権の花運動、市内公設公営保育園での人権教室の実施など、人権擁護委員とともに各種啓発活動を実施したほか、人権問題講演会や研修会を実施し、市民への学習機会の提供を行うことで、市民への周知・啓発の取組を進めることができました。

また、平和の尊さ、大切さを次の世代に伝えていくため、平和パネル展を実施したほか、新型コロナウイルスの影響により中止していた「親子ピースチャレンジ」を再開するなど平和事業に取り組みました。

以上のような人権課題に関する様々な取組を行ったことにより、市民への情報提供や啓発が図れたものと考えます。今後も市民への人権に対する正しい理解の周知や人権問題の解決に向けた相談体制の充実、国・県等の関係機関や庁内関係各課との連携を強化していきます。

② 男女平等

「第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、誰もが尊重され、認められるよう、個性や能力が発揮できる社会を目指して、各種事業を実施しています。

相談事業では、専門相談員によるDV相談や女性総合相談などの相談窓口を広く周知し、様々な相談への対応・支援をすることができました。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和6年4月からの施行に伴い、複雑化・複合化する問題を抱えた相談者に対応するため、女性総合相談の相談時間を拡大するなど相談体制の充実を図っていきます。

啓発事業では、市民との協働によるセミナーや広報啓発事業のほか、女性センター登録団体と協力した事業の実施など、男女平等についての周知啓発を行い、男女平等意識の浸透を図りました。また、多様な性に関する取組として、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入するとともに、同制度の周知・啓発を行いました。

今後も、あらゆる分野において、性別にかかわらずお互いを尊重し合い、誰もが自己の能力を発揮できる男女共同参画社会の形成が促進されるよう努めていきます。

③ 多文化共生

文化・慣習が異なる外国人市民が日常生活で不便なく暮らすために、行政からの情報提供はもとより、きめ細かな対応ができるよう、地域で活動する国際交流団体と連携を密にしていく必要があります。本市においては、外国語版市民ハンドブックの配布やホームページの多言語化を始め、各種行政情報の多言語化やピクトグラムの導入などにより、少しずつ外国人市民が暮らしやすい環境が整ってきています。

引き続き、市内の多文化共生に取り組む団体と連携を深め、外国人市民の現状を把握し、生活に必要な情報が適切に周知されるよう努めるとともに、多文化推進サポーター等を活用し、多文化共生意識の啓発を図ります。

④ 市民参画・協働

市民参画と協働の推進については、協働事業数が前年度と比較し、ほぼ横ばいとなりました。市民活動支援ステーションにおいては、地域活動の参加促進につながるセミナーや相談会を開催したほか、志木市、和光市及び新座市と共催で市民活動団体交流会を開催するなど、地域での活動を希望する方や市民活動団体に対する支援を行い、協働によるまちづくりを推進しました。また、公募委員候補者及び市政モニターの登録者を増やすため、無作為抽出した2,000人の市民に登録を依頼し、計画策定や市政モニターアンケートに多くの市民が参画できる機会の充実に努めました。

情報提供の充実と市民ニーズの把握については、広報あさかに掲載する原稿の表現やレイアウトについて工夫するとともに、ホームページのトップページ画面等のデザインを変更し、パソコンだけでなくスマートフォンからも見やすいデザインとするなど、分かりやすい情報発信に努めました。

⑤ 行財政

総合計画の推進については、第6次総合計画の策定を開始し、市民意識調査や市民ワークショップ等により市民の意見を聴取するとともに、市の現状に関する基礎調査等を実施することで、基本構想の検討に向けた取組を進めました。また、総合計画に基づく計画的な行政運営を行うため、引き続き市職員による内部評価及び外部評価委員会による客観的な検証を行うことで、行政活動の成果を検証しました。外部評価委員会の運営に当たっては、委員から事前に質問を受け付け、また、質問の関係課が会議に出席することなどにより、効果的な審議を行うことができました。

4市共用火葬場設置検討では、4市共用火葬場設置検討協議会において、環境影響調査や市民葬登録事業者を対象とするアンケートなどを実施することで現状を把握し、共用火葬場設置に向けた基本構想の策定に向けた検討を進めました。

行政改革では、行政改革推進実施計画に基づく7つの取組を進めるとともに、行政改革幹事会及び外部評価委員会において取組内容の検証を行い、令和6年度の実施計画の策定に生かすことができました。

公平・適正な負担による財政基盤の強化については、税の賦課徴収に関して、適正な賦課を行うとともに、広報やホームページ等を活用して納付方法等のPRを行うとともに、口座振替の勧奨を行いました。また、主に現年分の徴収対策として納税コー

ルセンターを活用し、未納者に対して早期納付の呼びかけを行いました。

財政運営では、財政調整基金の運用利息の積立や、決算における剰余金の1／2を下らない金額の積立を行い、財政調整基金の必要額を確保できました。また、国・県等の補助金の動向把握に努め、十分な活用を図ることができました。

公共施設の効果的・効率的な管理運営については、公共施設等マネジメント実施計画（第1期）を基に、施設の改修事業を進めたほか、同計画（第2期）の策定に着手しました。また、市庁舎の照明器具をLED化し、電力使用量を削減するとともに、電気の契約内容を切り替えたことにより、電気料金の削減につながりました。

適正かつ効率的な行政事務の遂行については、行政情報デジタル化推進方針に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等を計画的に進めました。また、統合型及び公開型GISを導入し、様々なサービスで地図情報を活用できる基盤を整えました。

機能的な組織づくりと人材育成については、定員管理方針に基づき、各部署の業務量や現状の配置状況等を確認しながら、令和6年度の人員配置を行いました。

人材育成では、階層別研修や専門研修を実施するとともに、新任考課者研修を実施することにより、人事考課制度を適切に実施することができました。

シティ・プロモーションの展開については、朝霞駅南口・東口及び北朝霞駅から朝霞台駅の連絡通路に朝霞市のブランドタグラインやキャラクターを活用したサインを設置したことで、市内外へ朝霞市をPRすることができました。また、朝霞市民プロモーションミーティングメンバーの、朝霞に暮らす日常にフォーカスした「わたしの“あさか時間”」を順次発信し、その活動をまとめた冊子を発行したことで、朝霞市の魅力をPRすることができました。それに加えて、官民連携による参加型イベントを開催するなど、地域を盛り上げる取組を支援し、市の魅力のPRに繋げることができました。

Ⅲ 行政評価結果の活用と制度の改善

1 行政評価結果の活用

行政評価制度は、単に過去の施策の評価を行うためのものではなく、評価結果を事務事業の見直しや次年度の実施計画の策定、予算編成等の市政運営に反映させていくことが重要です。

施策の所管課においては、評価シートの作成によって当該年度の振り返りを行うとともに、次年度の実施計画や事務の執行をいかに行うかといった判断に評価結果を活用していかなければなりません。

そして、評価結果をどのように反映したかを市民に明らかにし、行政の説明責任を果たすとともに、市政に関する透明性を確保していくことが求められています。

2 行政評価制度の改善

平成19年度に導入を開始した朝霞市の行政評価制度は、平成23年度から全面的に施行しました。しかしながら、行政評価制度には多くの課題が残されています。分かりやすい指標の設定などはその一例です。

今後につきましても、行政評価の結果を公表して市民の声に向き合い、外部評価委員会にも意見を求めながら、より実効性の高い制度に改善を図っていきます。

3 行政評価シートの見直し

行政評価制度の改善に関する取組として、令和3年度に事務事業評価シート、施策評価シートの様式を抜本的に見直しました。具体的な内容は以下のとおりです。

- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標を、関連する施策評価シートに掲載し、総合計画と併せて、施策の効果検証を一体的に行えるようにしました。
- ・次年度の改善に生かすという観点から掲載項目を見直しました。
- ・後期基本計画から、SDGsの視点を踏まえた施策を推進することとしたことから、施策評価シートに、関連するSDGsのアイコンを記載しました。
- ・施策の評価について、「達成度」及び「必要性」の5段階評価から、「進捗度」及び「必要性」の4段階評価に変更することで、施策の状況を把握しやすくしました。
- ・市民の目線で分かりやすくなることを意識して、様式全体を見直しました。

参考資料

1 朝霞市行政評価実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、評価の円滑な実施とその結果の適切な活用及び市民への情報提供を図り、もって、社会経済状況の変化に対応した、より効果的かつ効率的な行政運営の推進と市政に関する透明性を確保することを目的とする。

（評価の対象）

第2条 行政評価の対象は、市の事務事業及び施策とする。

（評価の方法）

第3条 行政評価は、事務事業評価、施策評価及び外部評価により行うものとする。

2 事務事業評価は、課所室等が所管する事務事業について行う。

3 施策評価は、施策を所管する部長及び課所室長等が行う。

4 外部評価は、別に定める朝霞市外部評価委員会が行う。

（結果の公表）

第4条 行政評価の結果は、速やかに公表するものとする。

（結果の活用）

第5条 行政評価の結果は、事務事業の見直し、実施計画の策定、予算編成等市政の運営に反映させるように努めるものとする。

（庶務）

第6条 行政評価の実施に関する庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 施策一覧

政策分野	大柱	コード	中柱	進捗度	必要性
第1章 災害対策・防犯・市民生活	1 防災・消防	111	防災対策の推進	3	3
		112	地域防災力の強化	3	3
		113	消防体制の充実	3	3
	2 生活	121	防犯のまちづくりの推進	3	3
		122	消費者の自立支援の充実	3	3
		123	安心できる葬祭の場の提供	3	3
第2章 健康・福祉	1 地域福祉	211	地域共生社会の構築	2	3
		212	生活困窮者等への支援	3	3
	2 子育て支援・青少年育成	221	子どもたちが健やかに育つ環境整備	3	4
		222	子育て家庭を支えるための環境整備	3	3
		223	幼児期等の教育・保育の充実	3	3
		224	青少年の健全育成の充実	3	3
	3 高齢者支援	231	健康で活躍できる地域社会の推進	3	4
		232	自立のためのサービスの確立	3	4
		233	安全・安心な生活ができる環境整備	3	4
		234	地域包括ケアシステムの推進	4	4
	4 障害者支援	241	共に生きる社会の実現	3	3
		242	地域における自立生活支援	3	3
		243	自立に向けた就労の支援	3	3
	5 保健・医療	251	健康づくりの支援	3	3
		252	保健サービスの充実	3	3
		253	地域医療体制の充実	3	3
	6 社会保障	261	社会保障制度の適正な運営	3	3
第3章 教育・文化	1 学校教育	311	朝霞の次代を担う人材の育成	3	3
		312	確かな学力と自立する力の育成	3	3
		313	質の高い教育を支える教育環境の整備充実	3	3
		314	学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進	3	3
	2 生涯学習	321	生涯学習活動の推進	3	3
		322	学びを支える環境の充実	3	3
	3 スポーツ・レクリエーション	331	スポーツ・レクリエーション活動の推進	3	3
		332	利用しやすい施設の提供	3	3
	4 地域文化	341	歴史や伝統の保護・活用	3	3
		342	芸術文化の振興	3	3
		343	地域文化によるまちづくり	3	3
第4章 環境・コミュニティ	1 環境	411	住みよい環境づくりの推進	3	3
		412	低炭素・循環型社会の推進	3	3
		413	環境教育・環境学習の推進	3	3
	2 ごみ処理	421	ごみの減量・リサイクルの推進	3	3
		422	ごみ処理体制の充実	3	3
	3 コミュニティ	431	コミュニティ活動の推進	3	3
		432	活動施設の充実	3	3
	4 市民活動	441	市民活動への支援	3	3
		442	市民活動環境の充実	3	3

政策分野	大柱	コード	中柱	進捗度	必要性
第5章 都市基盤・産業振興	1 土地利用	511	市街地の適正な利用	3	3
		512	市街地周辺の適正な利用	3	3
	2 道路交通	521	やさしさに配慮した道づくり	3	3
		522	まちの骨格となる道路づくり	3	3
		523	良好な交通環境づくり	3	3
	3 緑・景観・環境共生	531	まちの骨格となる緑づくり	3	4
		532	うるおいのある生活環境づくり	3	3
		533	まちの魅力を生み出す景観づくり	3	3
		534	循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり	3	3
	4 市街地整備	541	特性に応じた市街地づくり	3	3
	5 上下水道整備	551	上水道の整備・充実	3	3
		552	公共下水道の整備	3	3
	6 安全・安心	561	災害や犯罪に強いまちづくり	3	3
		562	全ての人にやさしいまちづくり	3	3
	7 産業活性化	571	魅力ある商業機能の形成	3	3
		572	中小企業の経営基盤の強化	3	3
		573	企業誘致の推進	3	3
		574	都市農業の振興	3	3
	8 産業の育成と支援	581	産業育成のための連携強化	3	3
		582	起業・創業の支援	3	3
	9 勤労者支援	591	勤労者支援の充実	3	3
		592	雇用の促進	3	3
第6章 基本構想を推進するために	1 人権の尊重	611	人権教育・啓発活動	3	3
		612	問題解決に向けた支援体制の充実	3	4
	2 男女平等	621	男女平等の意識づくり	3	4
		622	男女平等が実感できる生活の実現	3	4
	3 多文化共生	631	外国人市民が暮らしやすいまちづくり	3	3
		632	多文化共生への理解の推進	3	3
	4 市民参画・協働	641	市民参画と協働の推進	3	3
		642	情報提供の充実と市民ニーズの把握	3	4
	5 行財政	651	総合計画の推進	3	3
		652	公平・適正な負担による財政基盤の強化	3	3
		653	公共施設の効果的・効率的な管理運営	3	3
		654	適正かつ効率的な行政事務の遂行	3	3
		655	機能的な組織づくりと人材育成	3	3
		656	シティ・プロモーションの展開	3	3

■進捗度

- 4：極めて順調
- 3：おおむね順調
- 2：やや遅れている
- 1：大幅に遅れている

■必要性

- 4：社会的なニーズは増加傾向にある
- 3：社会的なニーズは現状と変わらない
- 2：社会的なニーズは減少傾向にある
- 1：社会的なニーズは大幅に減少傾向にある

3 施策評価シート

施策評価シート（対象：R5年度実施施策）					施策に関する SDGsアイコンを表示																			
担当課																								
関連課																								
目 指 す 姿 まち・ひと・しごと目標 指 標 1 指標に関する SDGsアイコンを表示 指 標 2 <table border="1" style="width: 45%; text-align: center;"> <tr> <th style="padding: 5px;">R3年度実績</th> <th style="padding: 5px;">R4年度実績</th> <th style="padding: 5px;">R5年度見込み</th> <th style="padding: 5px;">最終年度目標 (R7年度)</th> </tr> <tr style="background-color: #ffffcc;"> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 45%; text-align: center;"> <tr> <th style="padding: 5px;">R3年度実績</th> <th style="padding: 5px;">R4年度実績</th> <th style="padding: 5px;">R5年度見込み</th> <th style="padding: 5px;">最終年度目標 (R7年度)</th> </tr> <tr style="background-color: #ffffcc;"> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>									R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込み	最終年度目標 (R7年度)					R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込み	最終年度目標 (R7年度)				
R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込み	最終年度目標 (R7年度)																					
R3年度実績	R4年度実績	R5年度見込み	最終年度目標 (R7年度)																					
1 実 施 内 容					3 進 捗 状 況																			
【新規】					1 2 ③ 4 … おおむね順調																			
【継続】					【判断の根拠】																			
					4 極めて順調 3 おおむね順調 2 やや遅れている 1 大幅に遅れている																			
2 審議会等第三者機関の評価・意見					4 必 要 性																			
					1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない																			
					4 社会的なニーズは増加傾向にある 3 社会的なニーズは現状と変わらない 2 社会的なニーズは減少傾向にある 1 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある																			

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R3決算	R4決算	R5決算見込み	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		0	0	0	

拡充
継続
縮小
休止・廃止

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R3年度

0

R4年度

0

R5年度(見込み)

0

6 現状と課題の分析

8 行政と市民の役割分担

7 今後の展開

9 所管部の総括

令和6年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書
（令和6年8月現在）

発行 朝霞市
編集 政策企画課
〒351-8501
埼玉県朝霞市本町 1-1-1
電話 048-463-1111(代表)
URL <http://www.city.asaka.lg.jp/>

テレワークの本格実施に向けた全庁試行について（案）

1 目的

長時間労働の抑制や休暇取得促進と合わせて、多様な働き方を実現することは「働き方改革」の重要な取組の一つであり、労働人口が減少するなか、多様な人材が活躍でき、育児や介護などにより時間的制約を抱える職員が働きやすい環境を整備することは、優秀な人材を確保し、継続的に安定した市政運営を行う上で重要な課題である。

また、感染症発生時や不測の事態に行政機能を維持するための手段として、職員が、自宅等においても業務を継続することができる環境を整備することも重要な課題となっている。

以上を踏まえ、多様な働き方の実現や感染症発生時等の行政機能の維持などに寄与するため、ICTを活用することにより自宅等で職務を遂行する勤務形態である「テレワーク」の導入を検討する。

なお、令和6年度は試行期間とし、テレワークに適した業務内容や環境整備に関する課題の抽出を行う。

2 対象となる所属、職員及び業務

(1) 対象となる所属

全所属

※ 窓口業務等、テレワークが難しいと考えられる業務が多い所属においても、業務の一つ一つを見直し、テレワークによる効率化が図れるよう考慮すること。

(2) 対象となる職員

全職員（会計年度任用職員を除く。）

※ 試行期間には、各所属において、少なくとも2名以上が試行するものとする。ただし、特定の職員に偏りの無いよう実施するものとする。

(3) 対象となる業務

LGWAN系端末（青線）で行うことが可能な業務

3 実施方法

- ・ 職員の自宅において、デジタル推進課が貸与するパソコン及び通信機器を使用して実施する。
- ・ 勤務時間は、原則として午前8時30分～午後5時15分とする。
- ・ 所属長は、時間外勤務を命じないものとする。

※ その他については、別紙「朝霞市テレワーク試行実施要領（案）」を参照。

4 導入スケジュール

- ・ 試行期間
令和6年8月19日（月）～12月27日（金）
- ・ 試行に係る意見集約
令和7年1月6日（月）～1月31日（金）

※ 本格実施の開始時期については、ビジネスチャットツールや電子決裁システムなどの導入の状況を踏まえ、検討を行う。

朝霞市テレワーク試行実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、職員の多様な働き方等の検討に資するため、テレワークの試行に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 テレワークとは、職員が自宅で、デジタル推進課が貸与するパソコン及び通信機器（以下、「パソコン等」という。）を使用して勤務することをいう。
この場合において、自宅を勤務公署とみなす。

2 テレワークは、原則として、パソコン等から市内LANに接続して勤務を行う。

（対象職員）

第3条 テレワークの対象となる職員は、常勤職員及び再任用職員とする。

（テレワークを行う場所）

第4条 テレワークは、パソコン等がインターネットへの通信が可能な回線と接続でき、かつ業務の内容等が第三者の目に触れないような場所で行われなければならない。

2 テレワークを行う場合は、業務の円滑な遂行に必要な空間及び環境の確保に努めるとともに、安全衛生管理については、自己の責任をもってあたらなければならない。

（勤務時間等）

第5条 テレワークを行う職員の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間は、原則として正午から午後1時までとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、原則として任期の初めに職員課長が通知した勤務時間とする。

2 テレワークは、原則として1月につき2日以内とする。

3 所属長は、原則としてテレワークを行う職員に対し時間外勤務を命じないものとする。

（休暇）

第6条 テレワークを行う職員は、テレワーク中に体調不良、育児、介護及びその他の理由により勤務から離れる場合は、あらかじめ所属長等に電話等により連絡し、年次休暇等を取得するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、避けることができない一時的かつ短時間の私用であって、社会通念上必要と認められる範囲内の行為については、この限りでない。

（申請手続等）

第7条 テレワークを行おうとする職員は、別に定める方法により申請し、所属長等及び情報管理責任者（情報セキュリティ対策基準に規定する「情報管理責任者」をいう。以下同じ。）の承認を受けなければならない。

2 所属長等は、テレワークを命ずるに当たっては、公務の正常な運営を妨げないことについて考慮するとともに、予定されている業務がテレワークの業務として適当であるかについて判断するものとする。

（承認の取消）

第8条 所属長等又は情報管理責任者は、服務管理、公務能率、情報セキュリティの遵守状況等により、テレワークの実施の継続が適当でないと認める場合は、前条の承認を取り消すことができる。

（報告）

第9条 テレワークを行う職員は、所属長等の求めにより、業務の進捗状況を報告しなければならない。

2 勤怠管理システムによる出勤及び退勤の打刻ができない場合は、電話等により、勤務開始時及び勤務終了時に所属長等に報告しなければならない。

（テレワークに必要な端末及びシステム環境等）

第10条 テレワークは、情報管理責任者から貸与されたパソコン等及びシステムを利用して行うものとする。

2 テレワークを行う職員は、テレワークを開始する前までに、テレワーク実施時における連絡に対応できるよう電話等を整備しなければならない。

（費用負担）

第11条 次の各号に掲げる費用は、テレワークを行う職員の負担とする。

- (1) 自宅の電話等の整備に要する費用及び通話料金
- (2) テレワークに要する自宅の光熱水費
- (3) テレワークに必要な自宅の環境整備に要する費用

（情報セキュリティの遵守）

第12条 テレワークを行う職員は、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ共通実施手順及び庁内LAN活用共通ルールその他情報セキュリティに関する取決めを遵守し、関係する法令に従わなければならない。

2 テレワークを行う職員は、公務上の電磁的記録媒体（DVD、CD、USBメモリ等）又は紙文書等を自宅に持ち帰ってはならない。

3 テレワークを行う職員は、業務の内容等が家族を含め第三者に漏洩しないよう、必要な措置を講じなければならない。

4 テレワークを行う職員は、パソコン等の画面をカメラ等で撮影し、外部へ漏洩してはならない。

（中止、中断又は終了）

第13条 テレワークを行う職員は、テレワークを中止、中断又は終了したいときは、速やかに所属長等に申出又は報告をしなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるほか、テレワークの試行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

【予算編成基本原則の概要】

総務部財政課

これまでは、次年度の当初予算編成に関して、8月の実施計画作成における枠配分額を提示する際に「実施計画調書に付随する予算要求要領」を、10月の予算本要求の際に「予算編成方針」を全庁に通知していた。

予算編成の基本的な考え方は、当初予算だけでなく補正予算においても変わらないため、統一的に活用できるよう改めるもの。

今後は、8月の実施計画作成における枠配分額を提示する際に、この「予算編成基本原則」を通知し、10月の「予算編成方針」では、「予算編成基本原則」から変更・追加し、通知することとする。

予算編成基本原則

1 基本原則

(1) 事業の選択と集中

- ・予算計上する事業については、朝霞市総合計画実施計画の採択事業とし、計画的かつ効果的に予算を活用する。
- ・新規・拡充事業については、予め政策企画課長と調整する。

(2) 行政評価の反映と事務事業の見直し

- ・行政評価（施策評価、事務事業評価）の内容や効果等を踏まえ、事業の必要性や優先付けを十分に考慮する。
- ・新規・拡充事業は、既存事業の効果を検証し、見直しや再構築を行うなど、スクラップアンドビルドに努める。

(3) 国・県等の動向の把握

国・県の予算編成は本市の予算にも大きな影響を及ぼすことから、その動向を的確に把握する。

(4) 歳入の確保と歳出における発想の転換・創意工夫

- ・歳入については、補助制度を最大限に活用するとともに自主財源の確保に努める。
- ・歳出については、発想の転換や創意工夫に努める。
- ・当初予算編成においては、総額枠配分の範囲内での計上に努める。

(5) 総計予算の計上

一会計年度における一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出予算に計上する。

(6) 関係部課との調整

複数の部課に関連する事業は、事前に関係部課間で十分に調整する。

(7) 特別会計及び公営企業会計について

特別会計及び公営企業会計予算についても、この予算編成基本原則を準用するとともに、各会計の本来の趣旨に則り、適正に受益者負担の確保を図り、一般会計予算からの繰出金は必要不可欠なものに限る。

2 歳入に関する事項

(1) 市税

経済情勢の推移、税制改正等を十分勘案して適切な額を見積る。

(2) 使用料及び手数料

- ・住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に基づき、使用料及び手数料の見直しを適宜行う。
- ・「使用料・手数料の見直し方針（令和元年5月策定）」に基づき、施設の改修、提供するサービスの変更等がある場合には、必ずコスト計算等を行い、徴収金額を見直す。
- ・対象の的確な把握に努め、過年度の状況を踏まえ適正に見積る。

(3) 国県支出金

国・県の動向を的確に把握する。特に、補助負担率の変更等制度改正の動向に注視し、国・県の補助金が削減又は廃止された場合には、事業の廃止・縮減についても十分に検討し、一般財源への振替は必要な範囲内とする。

(4) その他

- ・市債をもって措置することが適当と認められる事業は、予め財政課長と調整する。
- ・歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性（有料広告事業、民間企業との協働、冊子の有償頒布、ネーミングライツ、ガバメントクラウドファンディング等）を検討し、積極的な財源確保に努める。
- ・過去の実績と今後の見通しについて検討し、歳入の拡大に努める中で歳出との関係に配慮し、過大又は過少見積りとならないよう的確な収入見込額を計上する。
- ・自己負担金の徴収について、既存事業における材料代や保険代など市が負担すべきものかどうか、市主催事業参加者負担金は市民と市外在住者の負担が同等でいいのかなど、必ず検討を行う。
- ・受益者負担金は、物価等の動向を注視しながら、検討を行う。
- ・滞納繰越金は、縮減を目指し、徴収の確保に努める。

3 歳出に関する事項

- ・ 予算要求する際には、適切な予算科目（節、細節、細々節）で計上し、予算要求科目が不明な場合には、事前に財政課長と調整する。
- ・ 提示した枠配分額に収まっている部署については、枠配分対象経費の査定は行わず、以下の項目について確認のためのヒアリングを行う。

（１）人件費

- ・ 人件費については、職員課長から別に示す内容により予算計上する。
- ・ 時間外勤務手当の予算計上は、前年度当初予算の時間数の範囲内を限度とする。また、職員のワークライフバランスを推進する観点から、事業や事務執行を見直す。
- ・ 会計年度任用職員の任用等は、予め政策企画課長及び職員課長と調整する。

（２）報酬、費用弁償

- ・ 審議会等の会議回数や委員人数は十分に検討し、支払が必要な人数分を計上する。

（３）旅費

- ・ 出張の必要性や人数、費用対効果等について十分精査し、計上する。
- ・ オンライン会議等の活用をする。
- ・ 委員会や審議会等の視察研修は必要性を十分精査する。
- ・ 職員の随行、日当支給地域へ出張、バスや宿泊を伴う研修・出張・視察等は、効果が十分に見込まれるか検討する。

（４）需用費

- ・ 用紙類は、電子化の推進など紙の削減を検討し計上する。
- ・ 冊子（計画書、チラシなどを含む）の印刷製本は、必要な配布部数、製本のサイズ、発行年数（毎年、隔年など）、紙質等を検討し、原則１色（必要に応じて２色）刷りとする。
※原則として、冊子を職員には配布しない。
※市ホームページや広報等による情報発信を活用することにより、冊子等の作成の必要性や作成部数を検討し計上する。
※民間企業との協働による封筒や冊子の作成等、経費の削減に努める。
- ・ 食糧費の会議賄及び行事賄は、自己負担額を徴収する場合を除き計上しない。

- ・修繕料は、市民生活に影響が及ぶ緊急性が高いものを計上する一方、必要性を考慮して撤去や廃止・休止なども検討する。
- ・共通消耗品単価は、人権庶務課作成の単価表を用いて計上する。
- ・燃料費単価は、予算編成方針で示す基準単価表を基準とする。
- ・消費税の算定にあたっては、軽減税率制度に留意する。

（５）役務費

- ・建物及び自動車損害共済基金分担金は、財産管理課長からの通知に基づき計上する。
- ・郵便料については、郵送の廃止や郵送回数、他の手段での対応など、見直しを検討した上で計上する。

（６）委託料

- ・新規、既存を問わず、費用対効果の観点から委託することが真に必要なかどうかを十分に検討し、委託業務の範囲や内容についても、効果を踏まえて十分に精査する。
- ・施設の維持管理経費については、施設の維持管理上支障のない範囲内で削減できるものがないか、検討する。
- ・指定管理料については、指定管理者から示された要求額をもとに担当課で精査した上で計上する。
- ・設計を伴う建設事業については、予め財産管理課長と調整する。

（７）使用料及び賃借料

- ・土地借上料は、予算編成方針で示す基準単価表を基準に計上する。借上料の額は、賃貸借料に固定資産税と都市計画税の税額を加えて計上し、税額は予め課税課長と調整する。
 - ・土地及び建物の借上料については、財政負担を考慮の上、地権者と協議を行い計上する。
 - ・公用車（軽貨物・軽乗用）の借上料については、予め財産管理課長と調整する。
 - ・給茶機借上料は、使用できなくなったら廃止（それに伴う消耗品も含む）することを検討する。
- ※民間企業との協働によるウォーターサーバーの設置等、経費の削減に努める。

(8) 工事請負費

- ・事業の緊急性、効果、優先度等を検討し、計上する。また、建設後の管理体制やランニングコストが過度の財政負担とならないように十分に運営の方法等を検討する。
- ・施設の老朽化に伴う更新・改修については、「朝霞市公共施設等マネジメント実施計画」等の計画を踏まえて検討し、計上する。

(9) 負担金、補助及び交付金

- ・「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針（平成22年7月策定）」の「7 見直しの検証システム」に義務付けられている見直し経過及び結果に基づき十分に検討し、計上する。
- ・新たな補助金を創設する場合は、終期を設定する。
- ・任意の負担金は、効果及び必要性の検討を行い、廃止を含めた制度の精査を行う。

(10) 扶助費

- ・国や県の制度改正の動向や近隣自治体との均衡に配慮し、対象者の確実な把握のもとに所要経費を見込む。
- ・市単独事業の扶助費は、近隣自治体の動向の把握に努めるとともに、費用対効果を十分に検証し、必要に応じて見直しを行う。

(11) その他

- ・事業目的を達成した既存事業は、廃止する。
- ・継続費・債務負担行為については、新規に設定する場合、事業規模、年割額等を検討し、後年度において過度な財政負担とならないように留意するとともに、予め財政課長と調整する。
- ・電算関係の経費については、予めデジタル推進課長と調整する。

ごみ処理広域化事業の今後の見通し

市民環境部 資源リサイクル課

総務部 財政課

1 整備事業の概要

建設費用 約 307 億円（予定価格ベース、税込）
 国庫補助あり（対象経費の 1/3、一部 1/2）
 朝霞市負担割合：人口割（約 63%）

年度	整備 スケジュール	建設費等負担金 (朝霞市分)	ごみ処理経費
R7	設計・建設工事	2.4 億円	17 億円／年 (市収入 3 億円／年)
R8		計 5.2 億円	
R9		41.5 億円 6.1 億円	
R10		9.0 億円	
R11		★18.8 億円	
R12～	供用開始	残 157 億円 (30 年債、元利合計)	13 億円／年 (市収入 1.3 億円／年)

注記：建設費等負担金は、現時点での想定額。（契約後に確定）

2 設計・建設工事費に係る組合負担金の平準化の検討

令和 7 年度から令和 11 年度にかけ設計・建設工事に入るが、特に令和 10・11 年度の負担金が多額となることから、計画的に財源を確保する必要があり、組合負担金平準化の実施方法を検討する。

案	方法	メリット	デメリット
1	朝霞市で基金を新設して積立てる	○積立・充当の時期や金額が朝霞市で管理可能。	○条例の制定、基金の管理が必要。 ○当該年度に必要な組合負担金を支出するため、組合で建設費用を支払う際に現金が不足した場合、融通がきかない。
2	朝霞市の財政調整基金に積立てる	○基金の新設などの事務負担が生じない。	○他事業の財源と混在して管理するため、後年度の組合負担金必要額が把握しづらい。
3	朝霞和光資源循環組合に負担金を支出し、組合の財政調整基金に積立てる (和光市は本方式で支出中)	○組合が工事費を支払う際に現金が不足した場合、財政調整基金から繰替運用することが可能となり、一時借入をする必要がなくなるとともに、朝霞市が利息を負担するリスクを抑えられる。	○積立・充当状況が朝霞市から見えづらい。

3 計画中の事業

上記以外で、ごみ処理広域化において計画中の主な事業は以下のとおり。

事業内容	朝霞市負担額
現在の焼却炉解体（2 炉）	約 20 億円×2 炉
新・あき缶資源化施設建設	約 10 億円
新・プラスチック処理施設建設	約 25 億円
ペットボトル施設改修	約 1.3 億円

注記：いずれも詳細は和光市、組合と協議中。負担額は国庫補助を考慮。

4 ごみ処理広域化の経緯と概要

○ごみ処理広域化の経緯

平成 30 年 8 月	「ごみ広域処理に関する基本合意書」締結（朝霞市・和光市で共同処理）
令和 2 年 4 月	「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する協定書」締結（土地の扱い、費用負担）
令和 2 年 5 月	「ごみ処理広域化基本構想」策定（建設地、処理対象、事業概要）
令和 2 年 10 月	「朝霞和光資源循環組合」設立（事務所は和光市役所内）
令和 4 年 9 月	「ごみ広域処理施設整備基本計画」策定（処理方式、設備・運営計画）
令和 5 年 4 月	「ごみ広域処理施設整備・運営事業」入札公告
令和 5 年 8 月	入札参加者辞退により、入札中止を公告
令和 6 年 4 月	「ごみ広域処理施設整備・運営事業」入札再公告（予定価格増、工期延長）
▼以下は今後の予定▼	
令和 6 年 10 月	落札者決定
令和 7 年 2 月	本契約（組合議会の議決が得られた場合）、工事着工
令和 12 年 4 月	ごみ広域処理施設稼働開始

○ごみ広域処理施設の概要

施設概要	ごみ焼却施設（処理能力：175 トン／日） 不燃・粗大ごみ処理施設（処理能力：17 トン／日）
建設予定地	所在地：和光市新倉 8-17-25 面積：約 2.5ha（民有地は購入済） 
スケジュール	設計・建設 令和 7 (2025)～令和 11(2029)年度（5 年間） 運営期間 令和 12(2030)～令和 31(2049)年度（20 年間）
運営方法	DBO 方式（施設の設計・建設・運営を一体で発注、資金調達に組合）
余熱利用	発電して場内利用、余剰電力は売却

朝霞市下水道事業経営戦略〈概要版〉

経営環境の変化に適切に対応し、効果的な施設の維持保全、長寿命化のための改築等を行うに当たり、今後 10 年で実施すべき事業と財源の見通しを均衡させ、経営の安定化を図るため経営戦略を策定する。

下水道事業の現状と課題（第 2 章）P3～P21

- ・本市の汚水管渠は昭和 48 年から、また、雨水管渠は昭和 52 年から整備が開始され、耐用年数は 50 年であることから今後 20 年以内に更新時期を迎える管渠が急増する。
- ・汚水管渠は令和 15 年までに約 65km、令和 16 年から令和 25 年までの 10 年間では約 130km の管渠が更新時期を迎える。
- ・雨水管渠は令和 15 年までに約 100km、令和 16 年から令和 25 年までの 10 年間で約 40km の管渠が更新時期を迎える。
- ・下水道使用料は公共下水道を供用開始し、料金徴収を開始した昭和 57 年から一度も見直しを行っておらず、使用料単価が汚水処理原価を下回る逆ざやの状態が続いている。また、料金の水準は県内で 2 番目に低い金額となっている（次頁参照）。

今後の主要事業の予定（第 3 章）P22～P24

○今後 10 年間の老朽化施設に対する維持管理事業への投資

汚水施設老朽化対策

事業内容	事業量	概算事業費
点検	約 220 km	5,400 万円
カメラ調査	約 35 km	1 億 1,900 万円
修繕・改築	約 4.1 km	11 億 2,900 万円
仲町中継ポンプ場	電気施設等の改築更新	4 億 5,100 万円
合計		17 億 5,300 万円

雨水施設老朽化対策

事業内容	事業量	概算事業費
点検	約 60 km	1,300 万円
ポンプ・電気設備改築		1 億 7,700 万円
合計		1 億 9,000 万円

財政収支計画（第 4 章）P25～P31

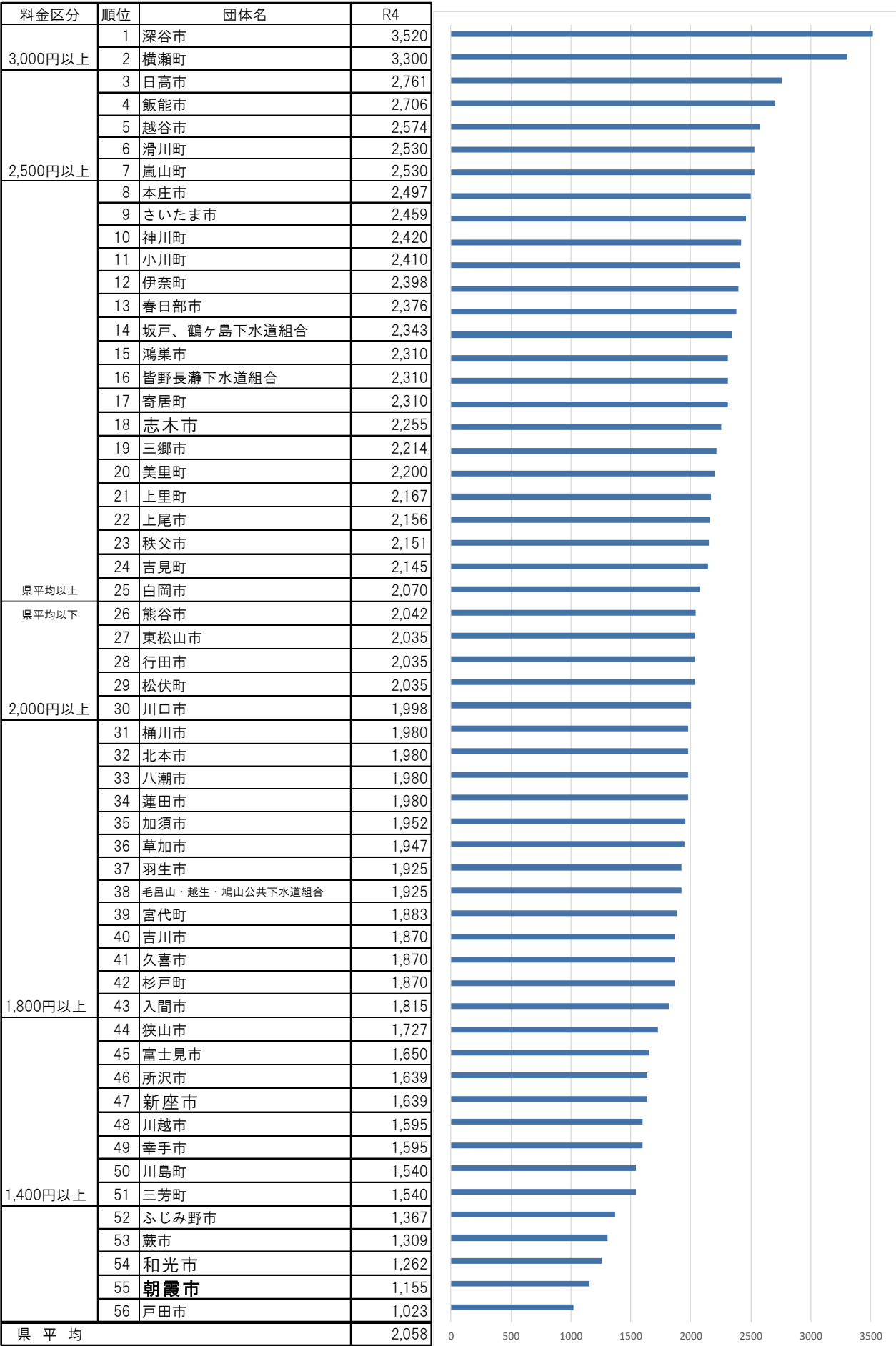
財政収支の将来見通し

- ・収益的収支は、基準外繰入を行うことで均衡を保っていますが、基準外繰入がないと仮定した場合、毎年度の収支は 9,000 万円～1 億 5,000 万円の赤字となる見込み。
- ・資本的収支は、企業債や国庫補助金、一般会計負担金等が財源となりますが、その財源で賄いきれない支出については、内部留保資金を取り崩して補てんする。

経営基盤の強化を図る取組

- ・令和 2 年 2 月に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の適切な維持管理に努め、長寿命化を図ることにより、更新費用を縮減するほか、不明水対策に取り組む。
- ・本市の下水道使用料は供用を開始した昭和 57 年から消費税率改定を除き、一度も改定を行っておらず、使用料単価が汚水処理原価を下回る逆ざやの状態が続いており、令和 11 年度に資金が枯渇する見通しであることから、適正な下水道使用料の水準を検討する。

埼玉県内の下水道使用料の状況 一般家庭用 20㎡/月(税込み)(令和4年度末現在)



朝霞市下水道事業経営戦略（案）

令和〇年〇月

《目次》

第1章 経営戦略の策定趣旨

- 1-1 下水道事業を取り巻く環境・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 経営戦略の策定目的・・・・・・・・・・ 2
- 1-3 財政収支計画の検討ポイント・・・・・・・・・・ 2

第2章 下水道施設の現状と課題

- 2-1 下水道施設の現状・・・・・・・・・・ 3
- 2-2 下水道施設の老朽化の現状・・・・・・・・・・ 10
- 2-3 下水道施設の耐震性評価・・・・・・・・・・ 14
- 2-4 下水道使用料の現状・・・・・・・・・・ 15
- 2-5 財政収支状況の推移・・・・・・・・・・ 17

第3章 今後の主要事業の予定

- 3-1 計画期間における主要事業の概要・・・・・・・・・・ 22
- 3-2 計画期間経過後の大規模事業の検討・・・・・・・・・・ 24

第4章 財政収支計画

- 4-1 安定経営のための留意点・・・・・・・・・・ 25
- 4-2 安定した経営基盤の強化を図る取り組み・・・・ 28

第5章 経営戦略の事後検証・改定等

- 5-1 計画の事後検証と改定・・・・・・・・・・ 32

第1章 経営戦略の策定趣旨

1-1 下水道事業を取り巻く環境

昨今、ゲリラ豪雨や大型台風などにより、浸水被害が全国的に発生しており、本市においても朝霞市雨水管理総合計画（※）を作成し、浸水被害の軽減対策事業に着手したところです。また、首都直下地震の発生が懸念される中、震災時にインフラ機能の被害を最小限に抑え、併せてより迅速に復旧することにより、市民生活と社会経済活動を支援することも求められています。

本市の下水道事業は、昭和48年に事業認可を取得し、整備を進めてきましたが、これらの施設では整備後50年が経過しようとしており、老朽化が顕在化しつつあります。

安定した下水道サービスを永続的に提供するためには、老朽化施設の改築や更新、長寿命化対策等を実施する必要があると、今後、多額の投資が見込まれています。

このようなことから、下水道事業の経営状況を的確に把握し、一層の経営の効率化・健全化に取り組むため、令和2年4月から公営企業会計に移行しました。

一方、少子高齢化が進む中で水需要の増加は見込めず、また、円安や不安定な世界情勢に伴う資材価格の高騰など、経営環境が不透明である中で、本市の下水道使用料は、公共下水道が供用開始された昭和57年から消費税率改定を除き一度も改定していない状況です。

※ 朝霞市雨水管理総合計画…雨水幹線の整備や浸水被害の軽減対策における、整備水準や整備の方針を定めた計画。令和元年8月策定。

1－2 経営戦略の策定目的

将来的に安定した下水道サービスを提供していくためには、適切な施設の維持管理、改築等を行う必要があり、その投資の所要額の見通しと下水道使用料などの財源の見通しを均衡させることが重要です。

公営企業会計に移行した現段階において、計画的かつ合理的な経営を行い、経営の安定化を図るために経営戦略を策定します。

1－3 財政収支計画の検討ポイント

- ・ 令和 6 年度から令和 15 年度までの投資の所要額（維持管理費、建設改良費など全ての費用）を汚水、雨水、各年度等に分けて試算します。
- ・ 将来の処理水量は、水道使用水量の将来見込みと整合性を図ります。
- ・ 国庫補助等の依存財源を積極的に活用します。
- ・ 長寿命化への対応事業など、将来にわたり継続的に実施していく事業については、企業債の活用方法について検討します。
- ・ 令和 2 年度は自己財源がないため、水道事業から一時借入をして支払いをしている状況があり、年度当初に適切額の運転資金（水道事業は 10 億円）等の内部留保資金の確保を検討します。
- ・ 令和 16 年度以降の大規模事業等の傾向も考察します。
- ・ 財政収支の均衡を見つつ、下水道使用料の改定も検討します。

第2章 下水道施設の現状と課題

2-1 下水道施設の現状

(1) 下水道事業の役割

下水道は、汚水では都市の健全な発達及び市民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するために欠くことのできない重要な都市基盤施設です。

また、雨水では、都市化の進展や集中豪雨の発生により雨水の流出量が増える傾向にあるため、雨水の流出抑制や、調整する機能を含む下水道の整備が重要となっています。

i) 汚水の排除（生活環境の改善）

- ① 生活や生産活動に伴って生ずる汚水を速やかに排除し、悪臭や害虫の発生防止及び感染症の発生を予防します。
- ② トイレの水洗化などにより、衛生的で快適な生活環境を確保します。

ii) 雨水の排除（浸水の防除）

- ① 降った雨を下水道により河川等に排除し、あるいは貯留、浸透したりすることにより浸水を防除します。

iii) 公共用水域の水質保全

- ① 生活排水や工場排水などの汚水を下水道管で集め処理場に送り、処理場で適切に浄化処理されることにより、河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、自然環境を保全します。

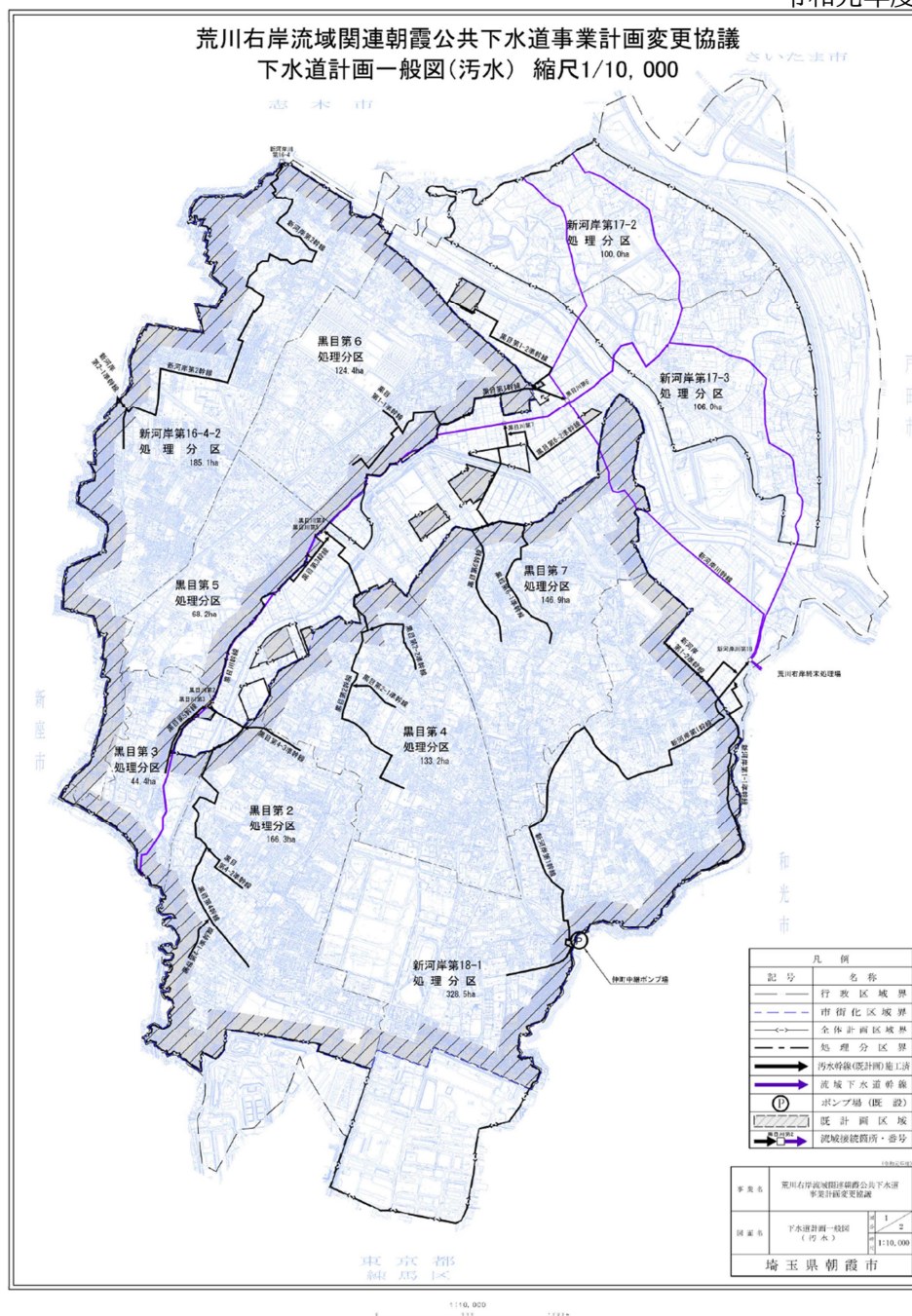
(2) 下水道施設の現状

朝霞市の下水道は、家庭などから出た汚水と雨水を別々の下水道管で流す分流式を採用しています。汚水は下水処理場で処理され川へ、雨水は下水道管を通して直接川に流れます。

i) 下水道事業（污水）の概要

朝霞市の公共下水道事業は、昭和 48 年に事業着手し、事業認可面積 1,124.6ha に対し、令和 4 年度末の下水道整備面積は 1,101.6ha で、汚水整備率は約 97.9%となっています。令和 4 年度末の行政人口 144,287 人に対する下水処理区域内人口は 141,112 人であり、人口普及率は約 97.8%に達しています。

令和元年度



ii) 汚水管

汚水管の令和4年度末現在の総延長は約240kmあります。

単位:m

口径／管種	HP	VP	VU	その他の管	合計
～φ200	648.44	5,635.44	15,839.18	165.40	22,288.46
φ250	99,387.73	57,647.73	19,711.51	1,286.25	178,033.22
φ300	6,042.61	2,807.24	59.75	7.90	8,917.50
φ350	6,225.13	799.75	95.77	0.00	7,120.65
φ400	5,060.11	1,864.06	279.54	788.00	7,991.71
φ450	920.23	0.00	181.15	61.85	1,163.23
φ500	941.83	0.00	22.87	0.00	964.70
φ600～	10,846.14	79.19	0.00	242.82	11,168.15
合 計	130,072.22	68,833.41	36,161.26	2,580.73	237,647.62

※河川横断の伏越し管は、市内に3か所

iii) 汚水ポンプ場（1か所）

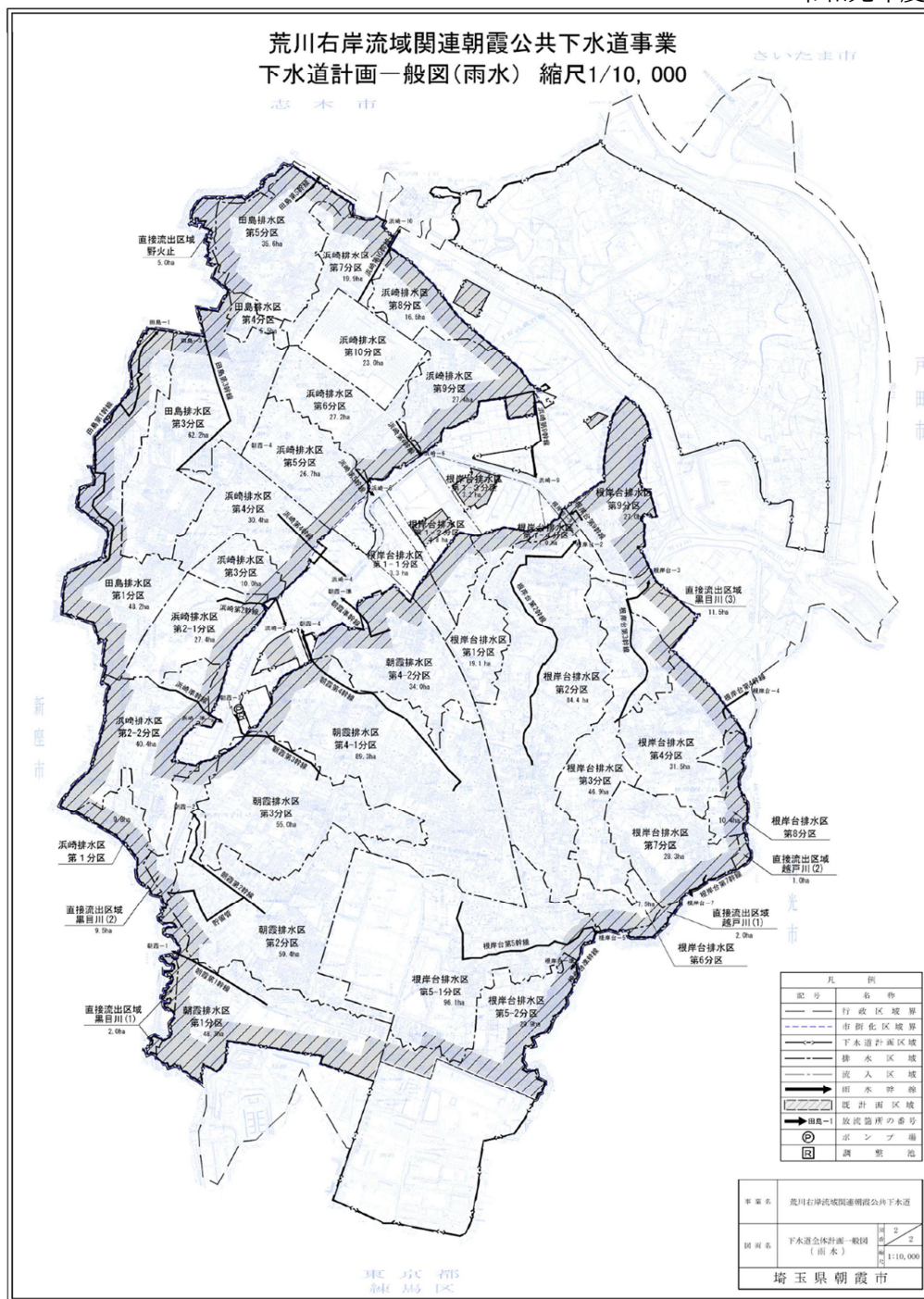
高いところから低いところに流れる水の性質を利用して、汚水を自然流下で流していますが、低い位置にある汚水は自然流下では流すことができないため、汚水ポンプ場で高い位置まで圧送し流しています。

ポンプ場名	場所	供用開始	排水ポンプ能力
仲町中継ポンプ場	仲町 2-10-50	昭和 58 年	21.96 m ³ /分

iv) 下水道事業（雨水）の概要

雨水管は昭和 52 年から整備が開始され、事業認可面積 1,124.6ha に対し、令和 4 年度末の下水道整備面積は 1,064.1ha で、雨水整備率は約 94.6%となっています。

令和元年度



v) 雨水管

雨水管の令和4年度末現在の総延長は約210kmあります。

単位:m

口径／管種	HP	VP	VU	BOX	その他の管	合計
～φ250	13,071.90	5,858.08	11,267.74	0.00	1,179.21	31,376.93
φ300～400	76,322.71	11,657.70	9,436.70	0.00	714.54	98,131.65
φ450～450	31,071.92	1,244.46	1,773.23	0.00	495.52	34,585.13
φ700～900	17,857.07	133.81	9.70	0.00	2,301.58	20,302.16
φ1000～1200	12,201.16	0.00	0.00	0.00	663.99	12,865.15
φ1300～	6,966.68	72.64	0.00	0.00	191.50	7,230.82
240*240～1100*800	509.47	6.80	7.67	1,217.96	0.00	1,741.90
1200*300～3000*1500	141.97	0.00	0.00	1,343.74	0.00	1,485.71
合 計	158,142.88	18,973.49	22,495.04	2,561.70	5,546.34	207,719.45

vi) 雨水ポンプ場（4か所）

河川水位が上昇した際に、自然流下で雨水を排除できない場合は、雨水ポンプで強制的に河川へ排水するほか、低い位置にある地域の雨水を下流の雨水管にマンホールポンプなどで補助的に排水しています。

ポンプ場名	位置	供用開始	排水ポンプ能力
田島1丁目排水機場	田島1-4付近	平成8年	0.12 m ³ /秒
浜崎排水機場	大字浜崎72付近	平成18年	1.20 m ³ /秒
溝沼2丁目 マンホールポンプ場	溝沼2-5付近	平成27年	0.15 m ³ /秒
溝沼3丁目排水ポンプ場	大字溝沼863付近	平成27年	0.30 m ³ /秒
溝沼排水機場	大字溝沼851	令和8年 (予定)	2.29 m ³ /秒

vii) 雨水調整池（8 池）

雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調整することにより洪水被害の発生を防止します。

調整池名	場所	供用開始	容量
向山公園調整池	岡 3-15 付近	平成 9 年	1,918m ³
越戸調整池	栄町 1-6-10	平成 9 年	1,219m ³
中道公園調整池	本町 1-38 付近	平成 11 年	4,711m ³
広沢公園調整池	本町 3-2 付近	平成 15 年	4,160m ³
南の風公園調整池	本町 3 - 6 付近	平成 15 年	3,250m ³
あけぼの公園調整池	仲町 2-9 付近	平成 15 年	6,142m ³
膝折市民センター	膝折町 1-7-40	平成 21 年	200m ³
根岸台 3 丁目調整池	根岸台 3-5 付近	平成 21 年	305m ³
溝沼調整池	大字溝沼 851	令和 8 年 (予定)	3,500m ³

(3) 下水道施設の課題と対応

下水道施設は、市民生活や社会経済活動を支える重要な都市基盤であるため、恒久的、安定的に維持される必要があります。

現在、下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することが求められています。

このため、本市では、朝霞市下水道ストックマネジメント計画（※）を策定し、これに基づいて施設の維持管理を実施しています。

i) 汚水

本市の汚水管は、昭和 48 年の整備開始から平成初期までにその多くが整備されています。これらの管渠が下水道管の一般的な耐用年数である 50 年を迎えることから、その更新時期の見極めや、今ある汚水管をより長く使用できるようにする長寿命化対策の実施が必要となってきます。

また、本市は、都心に近接する立地や交通の利便性から、高層マンション建設などの開発が進み、人口も増加傾向にあります。そのため、昭和 48 年の下水道事業認可取得時と現在の汚水量に乖離が生じていることから、既設汚水管の排水能力が適正であるかの確認が必要です。

ii) 雨水

近年、下水道の排水能力を上回る局地的な集中豪雨が多発し浸水被害が発生しています。浸水被害を軽減するため、朝霞市雨水管理総合計画に基づき浸水対策を進めていく必要があります。

※朝霞市下水道ストックマネジメント計画…長期的な視点から施設の状態を予測し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することを目的として、令和 2 年 2 月に策定された計画

2-2 下水道施設の老朽化の現状

(1) 汚水施設の老朽化の現状

汚水管は昭和 48 年から整備が開始され、昭和 50 年代から平成初期にかけ多くの管渠が整備されました。一般的な汚水管の耐用年数は 50 年であることから、今後 20 年以内に更新時期を迎える管渠が急増し、特に令和 16 年から令和 25 年までの 10 年間で約 130 km の管渠が更新時期を迎える状況です。

また、仲町中継ポンプ場は昭和 58 年に整備され、供用開始から 40 年が経過しています。構造物の一般的な目標耐用年数は 50 年から 75 年となっており、令和 15 年から令和 40 年までの間に建替え時期を迎えます。なお、建替え時期に至る期間まで、構造物を除く機械、電気設備並びに建築設備関連においても計画的な更新が必要となります。

表 布設年度別管路延長（汚水）

（令和4年度末）

施工年度	経過年数(年)	施工延長	累計延長(km)	施工年度	経過年数(年)	施工延長	累計延長(km)
S48	50	0.15	0.15	H10	25	1.11	214.8
S49	49	0.53	0.68	H11	24	0.92	215.72
S50	48	0	0.68	H12	23	0.63	216.35
S51	47	0	0.68	H13	22	1.75	218.1
S52	46	0	0.68	H14	21	1.07	219.17
S53	45	0.12	0.8	H15	20	0.18	219.35
S54	44	0.05	0.85	H16	19	0.65	220
S55	43	0.99	1.84	H17	18	1.21	221.21
S56	42	1.27	3.11	H18	17	1.36	222.57
S57	41	46.41	49.52	H19	16	0.54	223.11
S58	40	14.96	64.48	H20	15	1.91	225.02
S59	39	12.67	77.15	H21	14	0.61	225.63
S60	38	10.17	87.32	H22	13	0.87	226.5
S61	37	15.94	103.26	H23	12	0.57	227.07
S62	36	17.46	120.72	H24	11	0.24	227.31
S63	35	13.53	134.25	H25	10	2.63	229.94
H01	34	4.41	138.66	H26	9	1.19	231.13
H02	33	20.73	159.39	H27	8	1.35	232.48
H03	32	10.41	169.8	H28	7	2.09	234.57
H04	31	15.03	184.83	H29	6	0.64	235.21
H05	30	9.2	194.03	H30	5	1.78	236.99
H06	29	6.29	200.32	R01	4	0.09	237.08
H07	28	4.82	205.14	R02	3	0.37	237.45
H08	27	7.22	212.36	R03	2	0.2	237.65
H09	26	1.33	213.69				

 令和 15 年までに布設後 50 年を迎える管路延長：約 65 km

 令和16年～25年までの10年間に布設後50年を迎える管路延長：約130 km

i) 汚水施設老朽化対策の事業費

① 令和6年度～令和15年度の10年間 17億5,300万円

污水管 ※令和元年度に実施したカメラ調査結果を基に劣化率を算出

事業内容	事業量	概算事業費
点検	約 220 k m	5,400 万円
カメラ調査	約 35 k m	1 億 1,900 万円
修繕・改築	約 4.1 k m	11 億 2,900 万円
合 計		13 億 200 万円

仲町中継ポンプ場

事業内容	概算事業費
土木施設、電気設備の改築更新	4 億 5,100 万円

② 令和16年度～令和25年度の10年間 23億5,500万円

污水管

事業内容	概算事業費
点検	2,400 万円
カメラ調査	1 億 2,700 万円
修繕・改築	19 億 9,700 万円
合 計	21 億 4,800 万円

※劣化率は「ストックマネジメント実施に関するガイドライン」の健全率予測式を採用

仲町中継ポンプ場

事業内容	概算事業費
施設の改築更新	2 億 700 万円

(2) 雨水施設の老朽化の現状

雨水管は昭和 52 年から整備が開始され、昭和 50 年代後半から平成 10 年頃にかけて多くの雨水管が整備されました。一般的な雨水管の耐用年数は 50 年であることから、今後 20 年以内に更新時期を迎える管渠が急増し、特に令和 6 年から令和 15 年までの 10 年間で約 100 km の管渠が更新時期を迎える状況です。

また、雨水ポンプ施設は、平成 8 年に供用開始した田島 1 丁目排水機場をはじめ、平成 18 年に浜崎排水機場、平成 27 年に溝沼 2 丁目マンホールポンプ場と溝沼 3 丁目排水ポンプ場を供用開始しており、最も古いもので 25 年以上が経過しています。

表 布設年度別管路延長（雨水）

（令和 4 年度末）

施工年度	経過年数（年）	施工延長	累計延長（km）	施工年度	経過年数（年）	施工延長	累計延長（km）
S43	55	0.34	0.34	H07	28.00	10.85	166.70
S44	54	1.16	1.50	H08	27.00	8.30	175.00
S45	53	3.66	5.16	H09	26.00	1.65	176.65
S46	52	0.00	5.16	H10	25.00	1.65	178.30
S47	51	3.02	8.18	H11	24.00	1.05	179.35
S48	50	0.00	8.18	H12	23.00	2.56	181.91
S49	49	0.00	8.18	H13	22.00	1.58	183.49
S50	48	0.20	8.38	H14	21.00	2.44	185.93
S51	47	0.00	8.38	H15	20.00	1.73	187.66
S52	46	1.49	9.87	H16	19.00	1.82	189.48
S53	45	0.05	9.92	H17	18.00	0.88	190.36
S54	44	6.13	16.05	H18	17.00	1.71	192.07
S55	43	3.52	19.57	H19	16.00	1.04	193.11
S56	42	0.14	19.71	H20	15.00	0.67	193.78
S57	41	79.70	99.41	H21	14.00	1.26	195.04
S58	40	0.24	99.65	H22	13.00	0.92	195.96
S59	39	0.79	100.44	H23	12.00	0.63	196.59
S60	38	0.15	100.59	H24	11.00	0.29	196.88
S61	37	2.69	103.28	H25	10.00	1.33	198.21
S62	36	1.28	104.56	H26	9.00	1.29	199.50
S63	35	3.15	107.71	H27	8.00	1.51	201.01
H01	34	1.81	109.52	H28	7.00	1.77	202.78
H02	33	8.72	118.24	H29	6.00	0.88	203.66
H03	32	4.47	122.71	H30	5.00	3.19	206.85
H04	31	10.26	132.97	R01	4.00	0.25	207.10
H05	30	6.27	139.24	R02	3.00	0.26	207.36
H06	29	16.61	155.85	R03	2.00	0.36	207.72

 令和 15 年までに布設後 50 年を迎える管路延長：約 100 km

 令和 16 年～25 年までの 10 年間に布設後 50 年を迎える管路延長：約 40 km

i) 雨水施設老朽化対策の事業費

① 令和6年度～令和15年度の10年間 1億9,000万円

雨水管 ※令和元年度に実施したカメラ調査結果を基に劣化率を算出

事業内容	数量	概算事業費
点検	約 60 k m	1,300 万円

雨水ポンプ施設

事業内容	概算事業費
ポンプ、電気設備の改築更新	1 億 7,700 万円

② 令和16年度～令和25年度の10年間 11億8,700万円

雨水管

事業内容	概算事業費
点検	4,200 万円
カメラ調査	6,300 万円
修繕・改築	10 億 1,500 万円
合計	11 億 2,100 万円

※劣化率は「ストックマネジメント実施に関するガイドライン」の健全率予測式を採用

雨水ポンプ施設

事業内容	概算事業費
ポンプ、電気設備の改築更新	6,600 万円

2-3 下水道施設の耐震性評価

(1) 耐震化の概要

地震により下水道施設が被災した場合、トイレや入浴、手洗いなどの使用が十分に行えず、市民生活に多大な支障をきたすことから、平成24年度に、汚水の主要な幹線管渠およそ46kmにおいて、レベル2地震動(※1)においても耐震性能目標である「流下機能(※2)を確保」できているかについて耐震診断を行いました。

その結果、全線において耐震性能が確保されており、耐震対策工事は不要であると判断されました。

このことから、基本的に構造が同じであるその他の污水管においても、耐震性を有していると推測しています。

また、仲町中継ポンプ場は、すでに耐震化を完了しています。

※1 レベル2地震動…過去から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動。おおよそ震度7相当と考えることができます。

※2 流下機能…地震によって本管部のクラックや沈下等の被害が生じ、設計流下能力の確保の状態が困難となっても補修や布設替等の対策を講じるまでの間は、污水管として下水を上流から下流に流せる状態を示します。

2-4 下水道使用料の現状

(1) 使用料体系

本市の下水道使用料は、使用者が排除する汚水の種類を「一般汚水」と「公衆浴場汚水」の2種類に区分し、それぞれ使用水量に応じた従量料金を設定しています。このうち一般汚水については、使用水量が多いほど使用料単価が高くなる累進使用料制を採用しています。

下水道使用料金表（税抜）

用途区分	汚水排除量	使用料（1月につき）
一般汚水	10 立方メートルまで	500 円
	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 55 円
	20 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 60 円
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 65 円
	100 立方メートルを超え 500 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 70 円
	500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 75 円
	1,000 立方メートルを超えるもの	1 立方メートルにつき 85 円
公衆浴場汚水	1 立方メートルにつき	50 円

(2) 使用料改定の経緯

本市の下水道使用料は、公共下水道を供用開始し、使用料徴収を開始した昭和 57 年から、消費税率改定を除けば一度も使用料そのものの見直しを行っていません。

令和 2 年度に公営企業会計を導入したところですが、使用料単価が汚水処理原価を下回っている、いわゆる逆ざやであるため、本市監査委員からも経営状況の改善に向けた努力が求められています。

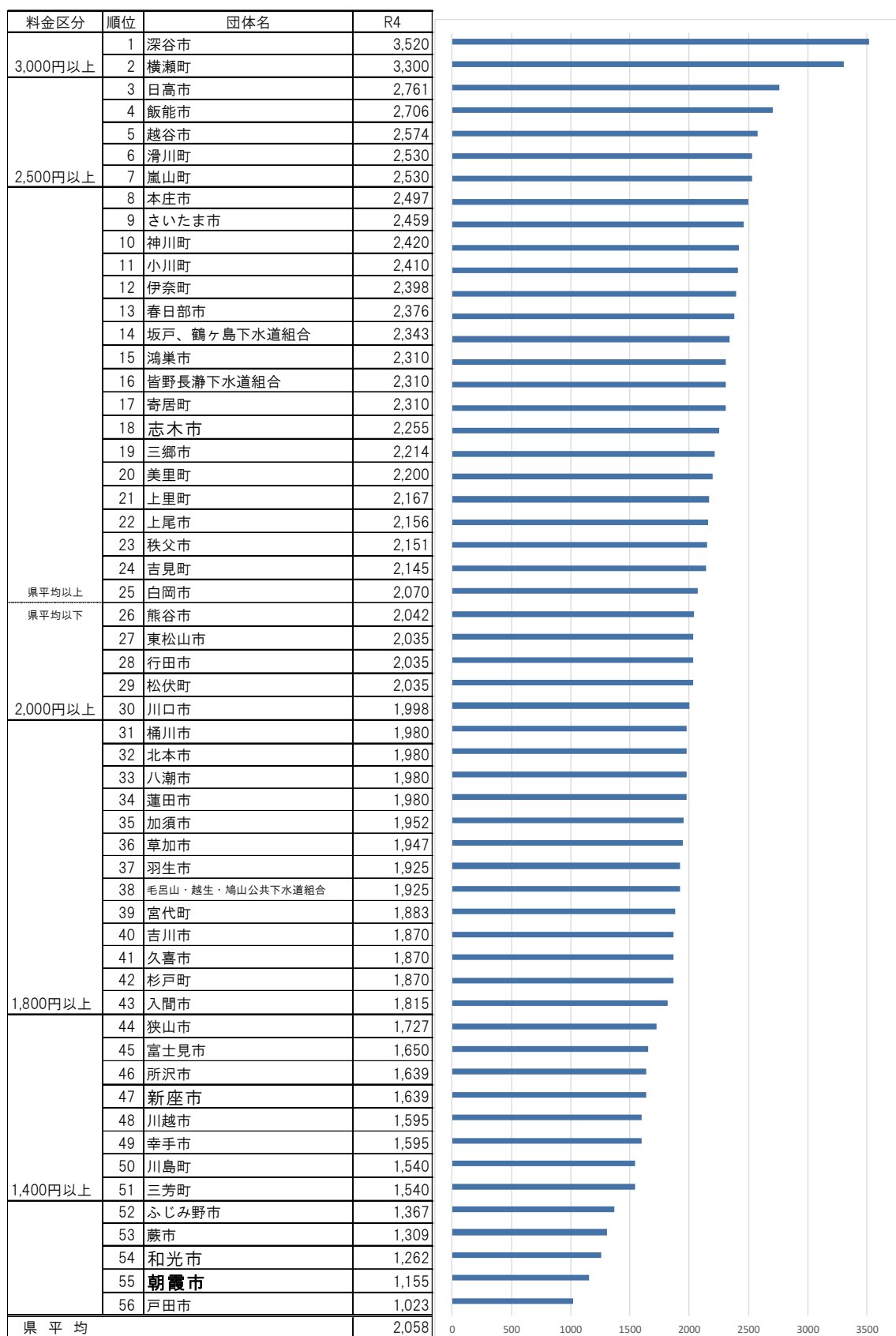
(3) 他自治体との使用料比較

1 か月で 20 m³使用した場合の使用料の県内比較を次ページに掲載しましたが、本市は下水道使用料が低いことが分かります。

本市は、使用水量が増えれば増えるほど単価が高くなる逓増制の料金設定としていますが、他自治体と比較して逓増幅が小さいため、使用水量が多くなればなるほど他自治体との使用料格差も大きくなっている状況です。

また、近隣自治体及び県内類似団体と比較して、人口一人当たりの下水道事業固定資産額（下水道施設の量）が平均約 31 万円に対して、本市は約 14 万円と、一人当たりの管路延長などが少なく、密度の高い、効率の良い運営ができていることが使用料を抑制できている要因となっています。

埼玉県内の下水道使用料の状況 一般家庭用 20m³/月(税込み) (令和4年度末現在)

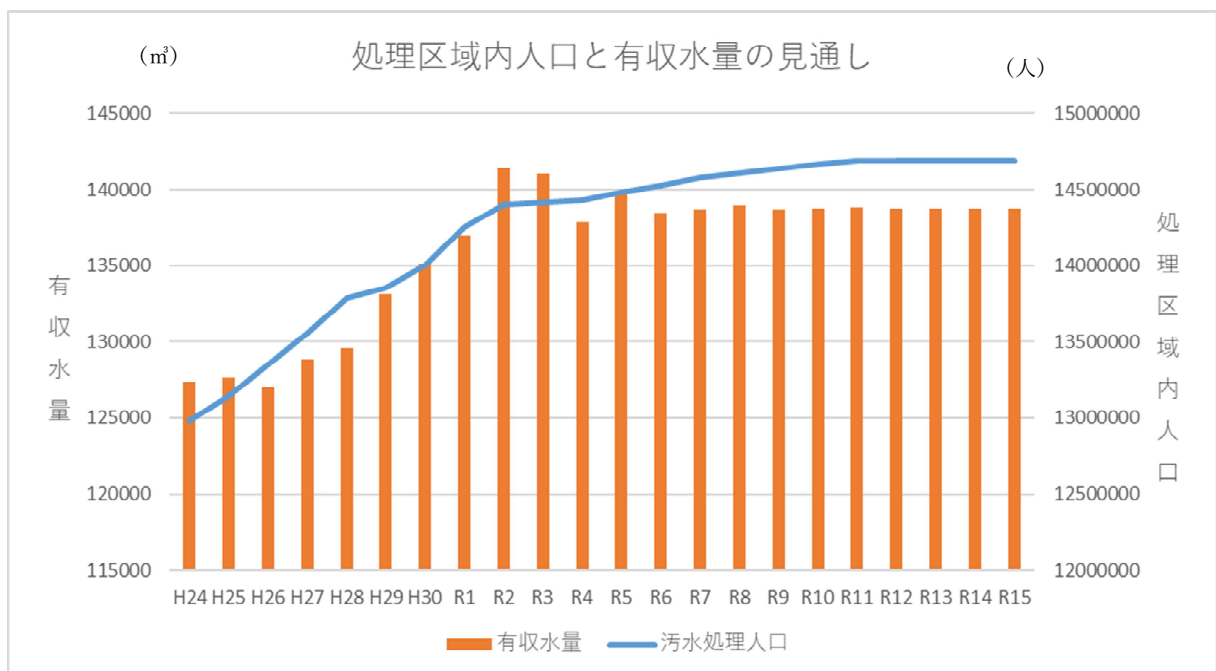


2-5 財政収支状況の推移

(1) 有収水量及び下水道使用料の推移

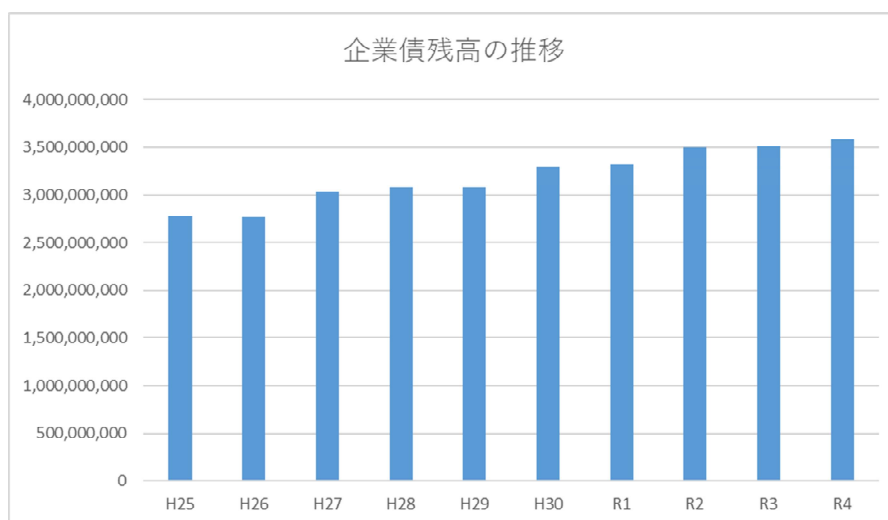
令和3年度に作成した本市の水道事業財政収支計画においては、朝霞市総合計画の人口推計を基に給水人口を予測し、コロナ禍における社会情勢の変化などを踏まえ水需要の予測を試算しています。

下水道の有収水量は、水道の有収水量にほぼ比例することから、汚水処理人口及び有収水量の見込みについては、水道事業の財政収支計画で予測した給水人口と水道水の有収水量の見込みとの整合を図るものとします。



下水道施設は、施設整備や更新に多額の費用を要すること、また、施設は将来世代にわたり利用されていくことから、企業債を活用しています。

しかしながら、過度な企業債発行は、企業債残高の増大を招き、将来世代に大きな負担を残すこととなるため、企業債について適正な管理が必要となります。



(2) 経営指標を活用した現状分析（令和4年度決算）

①経常収支比率 113.07% 経常収益／経常費用×100（%）

使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。100%以上（＝単年度収支が黒字）であることが求められます。

本市は、113.07%と、全国平均、類似団体平均ともに上回っていますが、これは使用料収入の不足額を一般会計からの繰入金で賄っているためであり、現状においては、利益を上げることができる企業経営とはなっていない状況です。

②累積欠損金比率 0%

当年度未処理欠損金／営業収益－受託工事収益×100（%）

営業収支に対する累積欠損金（過去に発生した損失で、利益で補てんできず累積した額）の状況を示す指標。0%（＝累積欠損金無し）であることが求められます。

累積欠損金がないため0%ですが、一般会計からの繰入金により収益の一部を補うことで欠損を回避しているにすぎず、自己の営業（下水道使用料等）により十分な収益をあげているものではないことがいえます。

③流動比率 385.13% 流動資産／流動負債×100（%）

短期的な債務に対する支払い能力を示す指標。100%以上であることが求められますが、100%未満であっても、企業債償還等の原資をその年度の使用料収入等により得られる場合には、一概に支払い能力がないとはいえません。

一般的に下水道事業は企業債の償還が多額なため、100%を下回り、その年の使用収入によって償還費を賄うこととなります。

④企業債残高対事業規模比率 141.29%

企業債現在高合計－一般会計負担額／営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金×100（%）

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。明確な数値基準はないが、投資規模は適切か、使用料水準は適切か、といった分析が可能となります。

全国平均、類似団体平均と比較して下回っている状況ですが、企業債の発行額が償還額を上回る傾向が続いており、数値の上昇が見込まれます。

⑤経費回収率 91.16%

下水道使用料／汚水処理費（公費負担分を除く）×100（%）

汚水処理に係る経費が、使用料でどの程度賄えているかを表す指標。使用料水準等の評価に用いるが、100%以上が求められます。

91.16%と100%を大きく下回っており、汚水処理費に対して使用料収入が低いことが分かります。

抜本的な対策として、使用料改定など受益者負担のあり方の見直しや、維持管理などのさらなる見直し・効率化を図るなどを行う必要があります。

⑥汚水処理原価 67.73 円

汚水処理費（除公費負担分）／年間有収水量（円）

有収水量 1 m³当たりの汚水処理費用を示す指標。事業環境に依存するため、明確な基準はないが、経年比較・類似団体比較により効率的な汚水処理が実施されているかの分析が可能となります。

⑦水洗化率 99.13% 水洗便所設置人口／処理区域内人口×100（%）

処理可能人口のうち、水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を示した指標。水質保全や使用料収入確保の観点から、100%に近い数字が望まれます。

全国平均、類似団体平均を上回りますが、未接続世帯の減少を図り、今後も継続的に啓発活動を行う必要があります。

⑧有形固定資産減価償却率 12.93%

有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産帳簿原価×100（%）

有形固定資産のうち、償却性資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標。資産の老朽化度合いを示す。

全国平均や類似団体平均を大きく下回る数値ではありますが、本市は令和2年度に公営企業会計を導入し、減価償却は、会計上、そこから開始したことによるものであり、この数値が正しく老朽化度合いを示しているものではありません。

この指標による適切な評価を行うためには、一定の期間経過が必要です。

⑨管渠老朽化率 0%

法定耐用年数を超過した管路延長／管路総延長×100（%）

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示した指標。管路の老朽化度合いを示し、数値が高いほど、不明水の流入や事故のリスクが高くなります。

⑩管渠改善率 0.31%

当年度に改善した管路延長／管路総延長×100（%）

下水道管路の総延長に対して、管渠改善の状況を示す指標。管渠の更新ペースや状況を把握することができます。

第3章 今後の主要事業の予定

3-1 計画期間における主要事業の概要

(1) 污水整備事業の概要

i) 主な維持管理事業

○朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づく、施設の計画的かつ効率的な管理

・下水道施設全体を対象にその状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設の管理を計画的かつ効率的に行っています。

ii) 主な建設改良事業

○旧暫定逆線引き地区の污水整備

・平成24年に旧暫定逆線引き地区の事業認可取得後、平成25年度より旧暫定逆線引き5地区の整備を実施しています。

iii) 実汚水量の増加に伴う適正口径の検討

高層マンションなどの開発が進み、昭和48年の下水道事業認可取得時と現在の汚水量に乖離が生じていることから、既設污水管の排水能力が適正であるかの検討を行います。

(参考) 流域建設費の負担について

埼玉県流域下水道は、埼玉県下水道局ストックマネジメント計画に基づき下水道施設の計画的な改築・更新等を行っています。

埼玉県より示されているストックマネジメントの令和6年度から令和10年度までの短期実施計画によりますと、荒川右岸下水道事務所の建設改良費の総額は193億円から284億円(税込)となっています。

主要プロジェクトとして、2号焼却炉改築(平成30年～令和7年)と6-1系水処理増築(令和7年～令和12年)、3号焼却炉改築(令和8年～令和14年)を実施予定です。

荒川右岸流域下水道

処理能力	732,100 m ³ /日
系列数	6 系列数
ポンプ場	4 か所
管渠延長	99 k m
供用年度	昭和 56 年度
関係市町	13 市町 川越市、所沢市、狭山市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、新座市、 富士見市、ふじみ野市、三芳町、 川島町、吉見町
処理人口	1,622,244 人

出典：埼玉県下水道局ストックマネジメント計画 令和 5 年 7 月改訂版

(2) 雨水整備事業の概要

i) 主な維持管理事業

○朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づく、施設の計画的かつ効率的な管理

- ・下水道施設全体を対象にその状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設の管理を計画的かつ効率的に行います。

ii) 主な建設改良事業

○朝霞市雨水管理総合計画に基づく雨水浸水対策

- ・都市化の進展による土地利用の変化に伴う浸透面積の減少により雨水の流出量が増え、下水道にかかる負担が増加しています。
- さらに、気候変動の影響等により下水道の排水能力を上回る局地的な集中豪雨が多発し、浸水被害が発生しています。集中豪雨時などによる浸水被害を軽減するため、朝霞市雨水管理総合計画に基づき、浸水対策工事を行います。

3-2 計画期間経過後の大規模事業の検討

(1) 汚水事業

- i) 朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づく、施設の計画的かつ効率的な管理
- ii) 適正口径への管渠布設替え工事等

(2) 雨水事業

- i) 朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づく、施設の計画的かつ効率的な管理
- ii) 朝霞市雨水管理総合計画に基づく、雨水浸水対策工事

第4章 財政収支計画

4-1 安定経営のための留意点

(1) 財政収支の将来見通し

①収益的収支

収益的収支は、雨水公費・汚水私費の原則に基づき、雨水事業については一般会計負担金及び国庫補助金が財源となります。汚水事業については使用料収入が主な財源となりますが、全ての費用を賄えないため、基準外繰入を行うことで均衡を保っています。基準外繰入（令和6年度予定4,556万円）がないと仮定した財政収支では、毎年9,000万円から1億5,000万円の赤字となる見通しです。

なお、決算で純利益（黒字）が出た場合は、資本的支出の建設改良費や企業債償還の財源となります。

②資本的収支

資本的収支も、雨水公費・汚水私費の原則に基づき、雨水事業については一般会計負担金及び国庫補助金が財源となりますが、汚水事業については収益的収支で生み出された利益等が財源となります。しかし、毎年10億円を超える支出について、その全てを賄うことができませんので、国庫補助金や企業債の借り入れ、一般会計からの補助金等で対応します。

③内部留保資金

内部留保資金は、資本的収支の補てん財源として活用するなど、安定的に事業を実施する上で必要不可欠です。

年間を通じて必要な運転資金のほか、ストックマネジメント計画の適正な実施に備えるため、また、災害時にも活用するための十分な自己資金の確保が理想的であり、使用料改定の際には内部留保資金の目標とする指標の設定が重要です。

④国庫補助金

国庫補助金については、事業計画に対して充当できる額を可能な限り満額計上します。しかし、国の動向等により補助水準が低下したり、要望数の増加等で内示割れが起こることも想定しなければなりません。

⑤企業債

汚水事業については、令和５年度までは、可能な限り自己資金で事業を実施してきましたが、今後ますます増大する長寿命化に伴う改築事業等、建設改良需要に対応するために、財政収支バランスに留意し、適切な企業債の活用を図っていきます。

また、活用之际しては、金利が上昇傾向にあることから、中期的な金利の変動も注視し、活用の時期やタイミングについても検討します。

(2) 事業の実施方針

①建設改良事業

今後、耐用年数を迎える下水道管がますます増加することとなりますが、長寿命化など改築工事を適正に実施するには多額の経費が必要なため、ストックマネジメント計画に基づき事業を平準化し、安定した経営を図っていきます。

また、中継ポンプ場など施設についても、適切な維持管理を行っていきます。

(3) 安定した事業を行うための財源の検討

収益的収入の約 45%は下水道使用料収益ですが、それ以外の収益に関して検討します。

① 受託事業収益

受託事業収益は、地形的要因から和光市と新座市の排水の一部を、本市の下水道管（污水）に受け入れていることから所要額の支払いを受けているものであり、実績額を基準に予算上します。

② その他営業収益

その他営業収益は、主に指定工事店の指定手数料であり、指定期間が5年間のため、5年ごとに大きな収益が発生します。その他の年については実績額を基準に計上します。

③ 預金利息

企業会計導入後間もないことから、定期預金等運用に回せる資金に余裕がないことから、預金利息は、普通預金利息を見込むこととします。

④ その他雑収益

雑収益は、下水道用地の電柱等の土地占用料等で、極端な増減傾向は見られないことを踏まえ、直近の実績額を基準に計上します。

⑤ 特別利益

特別利益は、固定資産の売却益や過年度損益修正益などが該当します。

売却益は、予測が難しいことから計上していませんが、計画期間中に売却益が見込まれるときは、特別利益に計上します。

また、令和6年度から着手する内間木地区浸水被害対策検討にかかる一般会計繰入金については、下水道事業区域外であるため、経常収支に影響しない特別利益に計上します。

⑥ その他収益（長期前受金戻入）

長期前受金戻入は、過去に受け入れた国庫補助金等を耐用年数に合わせて戻入額として収益化していますが、現金の収入があるものではないため、財源としては捉えることができません。

⑦ 繰入金

雨水公費・汚水私費の原則に基づき、総務省が示す基準内の繰入れについては、事業を確実に実施しながら経営基盤の安定を図る上で、必要不可欠なものです。

一方で、経費回収率が100%を切っており、基準外繰入による財政支援がなければ経営できない現状です。

公営企業の独立採算の原則を踏まえ、基準外繰入の予算計上に際しては必要最小限の繰入れとし、その抑制に取り組む必要があります。

一般会計からの繰入金総額の推移

年度	決算額
平成30年度	269,928,000 円
令和元年度	295,898,000 円
令和2年度	383,104,000 円
令和3年度	386,411,000 円
令和4年度	390,208,000 円

一般会計からの繰入金のうち、雨水処理負担金の予算額

項目	令和5年度	令和6年度
雨水管渠費	122,724,000 円	102,936,000 円
雨水ポンプ費	16,777,000 円	34,955,000 円
企業債利息（雨水分）	18,730,121 円	27,324,282 円
減価償却費（雨水分）	75,776,208 円	76,677,403 円
総係費	17,977,814 円	15,615,194 円
合計	251,985,143 円	257,507,879 円

繰入金が増加傾向にある理由としては、令和２年度に公営企業会計を導入したことにより、繰入れの基準を見直したことなどがあげられます。

なお、工事費が増加しても、その費用は原則起債で賄われるため、繰入金の大幅な増加にはつながりません。また、雨水公費・汚水私費の原則に基づき、雨水処理にかかる維持管理費用が増加すれば、繰入金の額も増加します。そのため、繰入金が増加しているということが必ずしも独立採算の原則に反するという事にはなりません。

（４）安定経営のための数値目標

下水道事業が独立採算による事業運営を将来にわたって維持していくために、経営の健全性や効率性を測る指標として、以下の数値目標を設定します。

項目	指標	令和６年度	令和１１年度	令和１５年度	望ましい方向
経営の健全性	経常収支比率（％）	98.9	112.2	119.6	
	流動比率（％）	587.7	377.6	539.9	
	企業債残高対事業規模比率（％）	154.7	114.0	97.3	
	基準外繰入金（億円）	0.5	0.0	0.0	
経営の効率性	経費回収率（％）	79.6	105.5	119.8	
	汚水処理原価（円／m ³ ）	77.8	82.2	82.7	
	水洗化率（％）	99.1	99.2	99.3	

4-2 安定した経営基盤の強化を図る取り組み

(1) 取組の方針

①支出削減に向けた取組

下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の適切な維持管理に努め、長寿命化を図ることにより、更新費用を縮減します。

また、併せて不明水対策にも取り組み、流域下水道への負担金縮減にも努めます。

②収入増加に向けた取組

本市の下水道使用料は、公共下水道を供用開始し、使用料徴収を開始した昭和 57 年から、消費税率改定を除けば一度も使用料の改定を行っていません。

そのため、使用料単価が汚水処理原価を下回っている、いわゆる逆ざや状況が続いており、基準外繰入金による財政支援を受けて、経営が維持できている状態です。

公営企業で求められる独立採算制による経営を行う上で、適正な下水道使用料水準を検討します。

(2) 適正な下水道使用料の水準

①財政収支シミュレーション

朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の適切な維持管理に努め、長寿命化を図ることにより、更新費用を縮減します。

また、現段階において、財源不足分を下水道使用料収益だけに求めると、令和 11 年度に運転資金が枯渇する見通しであることから、現行の使用料の水準から大幅な改定をしなければ経営を維持できなくなる試算となります。

しかしながら、使用料の改定により生じる市民負担の増加に対して、使用料の改定を複数回に分けて実施するなど、負担感の軽減を図ることが望ましいと考えます。

これらの財政収支計画等は現段階での将来見込み値から算定してあることから、改定を行う際には、今後の決算の状況等を踏まえ、改めて将来

見込みの見直しを行い、改定率等を検討し、上下水道審議会をはじめ、市民の意見を踏まえ事業展開をしてまいります。

第5章 経営戦略の事後検証・改定等

5-1 計画の事後検証と改定

本経営戦略はPDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：検証、Action：見直し）により、計画の実施状況の継続的な進捗管理を行うとともに、5年毎を目安に見直しを行います。

なお、社会情勢の変化や流域下水道維持管理負担金単価の改定などにより、計画と著しい乖離が生じた場合には、事業の実施手法等の見直しを検討します。

朝霞市下水道事業財政収支計画（事業全体）R7以降基準外を3条赤字解消まで繰り入れる

年 度		決 算	決 算	決 算	決 算 見 込 み	予 算	将 来 見 通 し										
項 目	単 位	R2	R3	R4	R5 *	R6	R7	R8	R9 *	R10	R11	R12	R13 *	R14	R15		
収 益 的 収 支	年間有収水量	ア	m ³ /年	14,642,285	14,605,111	14,288,855	14,247,196	14,342,000	14,367,952	14,394,317	14,368,090	14,376,786	14,379,731	14,374,869	14,377,129	14,377,243	14,376,414
	収益の収入	イ	円	1,851,710,118	2,367,801,251	1,945,371,522	1,987,701,689	1,979,970,000	2,036,728,325	2,124,899,542	2,046,363,852	2,133,436,679	2,055,299,538	2,027,077,914	2,025,570,564	2,009,391,272	2,014,100,311
	下水道使用料	ウ	円	897,145,046	897,538,403	882,193,096	884,790,115	888,265,000	889,376,228	891,008,222	889,384,771	889,923,053	890,105,348	889,804,391	889,944,285	889,951,341	889,900,026
	受託事業収益	エ	円	3,443,000	3,312,081	3,262,848	3,438,323	3,093,000	3,094,000	3,094,000	3,094,000	3,094,000	3,094,000	3,094,000	3,094,000	3,094,000	3,094,000
	雨水処理負担金	オ	円	221,217,000	226,121,000	247,239,000	275,928,000	235,720,000	278,530,219	387,481,467	306,771,393	356,787,628	341,926,588	349,688,422	353,464,722	349,975,927	342,681,155
	その他営業収益	カ	円	272,000	295,000	342,000	2,554,000	303,000	303,000	303,000	303,000	2,479,000	303,000	303,000	303,000	303,000	2,479,000
	預金利息	キ	円	3,481	8,021	11,995	13,883	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	基準内他会計補助金	ク	円	46,274,000	75,744,000	55,625,000	44,817,000	39,481,000	50,458,308	50,965,039	50,869,931	50,754,815	50,619,458	50,457,093	50,282,878	50,095,618	48,197,730
	基準外他会計補助金	ケ	円	27,372,000	5,500,000	60,613,000	66,674,000	67,350,000	107,094,723	112,281,513	127,648,452	149,867,612	106,510,273	90,201,439	96,603,345	99,712,601	141,150,532
	国庫補助金	コ	円	0	2,328,000	1,113,000	23,900,000	8,500,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	18,100,000	6,900,000	2,300,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000
	長期前受金戻入	サ	円	655,841,195	686,482,103	685,939,844	683,140,609	687,993,000	684,412,847	677,387,301	665,913,305	662,351,571	655,761,871	641,150,569	629,899,334	614,279,785	584,618,868
	その他雑収益	シ	円	27,550	69,324	196,199	304,103	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000
	特別利益	ス	円	114,846	470,403,319	8,835,540	2,141,656	49,195,000	21,089,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
	収益の支出	セ	円	1,719,584,380	1,722,814,284	1,712,802,958	1,757,082,450	1,997,781,000	2,036,728,325	2,124,899,542	2,046,363,852	2,133,436,679	2,055,299,538	2,027,077,914	2,025,570,564	2,009,391,272	2,014,100,311
	汚水管渠費	ソ	円	67,854,821	72,349,807	91,666,697	132,008,862	156,752,000	139,227,000	142,287,000	153,287,000	188,486,000	137,438,000	111,851,000	110,974,000	110,974,000	157,174,000
	雨水管渠費	タ	円	65,816,682	49,555,869	49,172,600	73,939,809	95,905,000	79,110,000	120,423,000	76,888,000	65,888,000	76,888,000	69,523,000	70,609,000	70,609,000	65,888,000
	汚水ポンプ費	チ	円	15,046,013	14,189,487	12,826,053	13,337,825	33,476,000	22,337,000	19,120,000	17,188,000	19,784,000	14,592,000	17,716,000	14,592,000	22,919,000	22,919,000
	雨水ポンプ費	ツ	円	7,563,770	6,785,180	8,012,615	12,352,004	35,928,000	19,172,000	19,662,000	31,762,000	34,182,000	25,263,000	29,280,000	29,830,000	29,830,000	29,830,000
	総係費	テ	円	110,363,300	108,115,527	110,053,809	112,079,662	122,018,000	131,706,000	131,707,000	131,708,000	131,709,000	131,710,000	131,711,000	131,712,000	131,713,000	131,714,000
	流域下水道維持管理費	ト	円	522,062,106	503,872,496	501,160,905	482,980,948	559,091,000	650,000,000	650,000,000	650,000,000	650,000,000	650,000,000	650,000,000	650,000,000	650,000,000	650,000,000
	減価償却費	ナ	円	862,769,831	873,446,798	874,838,524	869,604,795	878,603,000	887,873,800	891,116,460	887,638,996	889,126,281	883,664,010	876,508,327	876,266,020	850,771,329	813,072,892
	資産減耗費	ニ	円	3,427,588	24,977	23,601	47,060	224,000	450,016	450,016	450,016	450,016	450,016	0	0	0	0
	支払利息（汚水）	ヌ	円	3,514,343	3,674,175	3,433,031	2,908,916	3,786,000	5,355,283	6,997,517	6,641,288	6,332,651	6,032,052	5,749,688	5,468,238	5,352,838	4,914,793
	支払利息（雨水）	ネ	円	15,950,436	15,221,435	14,470,500	15,211,530	27,324,000	33,756,607	40,708,552	42,646,819	43,577,852	46,424,924	50,999,610	51,689,401	52,306,126	52,886,934
	支払利息（流域）	ノ	円	19,475,871	17,911,278	16,465,585	16,665,596	16,300,000	17,668,619	18,435,997	19,161,733	19,908,879	20,845,536	21,747,289	22,437,905	22,923,979	23,708,692
	一時借入金利息	☆	円	88,328	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	雑支出	ハ	円	18,377,465	57,549,545	30,629,434	25,606,480	22,750,000	28,083,000	28,083,000	28,083,000	28,083,000	28,083,000	28,083,000	28,083,000	28,083,000	28,083,000
	特別損失	ヒ	円	7,273,826	117,710	49,604	338,963	45,624,000	21,989,000	909,000	909,000	909,000	909,000	909,000	909,000	909,000	909,000
	その他	フ	円	0	0	0	0	0	0	55,000,000	0	55,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000
利益または損失	ヘ	円	132,125,738	644,986,967	232,568,564	230,619,239	△ 17,811,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資 本 的 収 支	資本的収入	ホ	円	582,073,100	521,871,800	481,177,400	774,299,248	2,589,023,000	894,073,660	408,405,332	331,140,122	481,810,656	588,172,059	299,172,099	299,468,586	299,370,470	300,358,647
	企業債（汚水）	マ	円	7,000,000	0	0	0	146,000,000	97,400,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債（雨水）	ミ	円	157,300,000	83,200,000	118,500,000	244,300,000	1,174,400,000	530,000,000	204,300,000	154,200,000	250,700,000	342,400,000	148,100,000	148,100,000	148,100,000	148,100,000
	企業債（流域）	ム	円	149,700,000	91,400,000	146,600,000	72,300,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000
	国庫補助金（汚水）	メ	円	9,800,000	2,000,000	3,021,000	2,200,000	0	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
	国庫補助金（雨水）	モ	円	128,700,000	69,200,000	60,000,000	258,200,000	756,220,000	134,100,000	65,800,000	37,400,000	92,000,000	107,500,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000
	受益者負担金（汚水）	ヤ	円	767,700	2,025,800	206,400	845,600	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260

朝霞市下水道事業財政収支計画（事業全体）R7以降基準内のみ繰入・R8～40%、R12～20%改定

年 度		決 算	決 算	決 算	決 算 見 込 み	予 算	将 来 見 通 し										
項 目	単 位	R2	R3	R4	R5 *	R6	R7	R8	R9 *	R10	R11	R12	R13 *	R14	R15		
収 益 的 収 支	年間有収水量	ア	m³/年	14,642,285	14,605,111	14,288,855	14,247,196	14,342,000	14,367,952	14,394,317	14,368,090	14,376,786	14,379,731	14,374,869	14,377,129	14,377,243	14,376,414
	収益の収入	イ	円	1,851,710,118	2,367,801,251	1,945,371,522	1,987,701,689	1,979,970,000	1,929,633,602	2,369,021,318	2,274,469,308	2,339,538,288	2,304,831,404	2,470,759,110	2,462,933,790	2,443,649,476	2,406,889,795
	下水道使用料	ウ	円	897,145,046	897,538,403	882,193,096	884,790,115	888,265,000	889,376,228	1,247,411,511	1,245,138,679	1,245,892,274	1,246,147,487	1,423,687,026	1,423,910,856	1,423,922,146	1,423,840,042
	受託事業収益	エ	円	3,443,000	3,312,081	3,262,848	3,438,323	3,093,000	3,094,000	3,094,000	3,094,000	3,094,000	3,094,000	3,094,000	3,094,000	3,094,000	3,094,000
	雨水処理負担金	オ	円	221,217,000	226,121,000	247,239,000	275,928,000	257,506,000	278,530,219	387,481,467	306,771,393	356,787,628	341,926,588	349,688,422	353,464,722	349,975,927	342,681,155
	その他営業収益	カ	円	272,000	295,000	342,000	2,554,000	303,000	303,000	303,000	303,000	2,479,000	303,000	303,000	303,000	303,000	2,479,000
	預金利息	キ	円	3,481	8,021	11,995	13,883	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	基準内他会計補助金	ク	円	46,274,000	75,744,000	55,625,000	44,817,000	39,481,000	50,458,308	50,965,039	50,869,931	50,754,815	50,619,458	50,457,093	50,282,878	50,095,618	48,197,730
	基準外他会計補助金	ケ	円	27,372,000	5,500,000	60,613,000	66,674,000	45,566,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国庫補助金	コ	円	0	2,328,000	1,113,000	23,900,000	8,500,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	18,100,000	6,900,000	2,300,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000
	長期前受金戻入	サ	円	655,841,195	686,482,103	685,939,844	683,140,609	687,991,000	684,412,847	677,387,301	665,913,305	662,351,571	655,761,871	641,150,569	629,899,334	614,279,785	584,618,868
	その他雑収益	シ	円	27,550	69,324	196,199	304,103	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000
	特別利益	ス	円	114,846	470,403,319	8,835,540	2,141,656	49,195,000	21,089,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
	収益の支出	セ	円	1,719,584,380	1,722,814,284	1,712,802,958	1,757,082,450	1,997,781,000	2,036,728,325	2,124,899,542	2,046,363,852	2,133,436,679	2,055,299,538	2,027,077,914	2,025,570,564	2,009,391,272	2,014,100,311
	汚水管渠費	ソ	円	67,854,821	72,349,807	91,666,697	132,008,862	156,752,000	139,227,000	142,287,000	153,287,000	188,486,000	137,438,000	111,851,000	110,974,000	110,974,000	157,174,000
	雨水管渠費	タ	円	65,816,682	49,555,869	49,172,600	73,939,809	95,905,000	79,110,000	120,423,000	76,888,000	65,888,000	76,888,000	69,523,000	70,609,000	70,609,000	65,888,000
	汚水ポンプ費	チ	円	15,046,013	14,189,487	12,826,053	13,337,825	33,476,000	22,337,000	19,120,000	17,188,000	19,784,000	14,592,000	17,716,000	14,592,000	22,919,000	22,919,000
	雨水ポンプ費	ツ	円	7,563,770	6,785,180	8,012,615	12,352,004	35,928,000	19,172,000	19,662,000	31,762,000	34,182,000	25,263,000	29,280,000	29,830,000	29,830,000	29,830,000
	総係費	テ	円	110,363,300	108,115,527	110,053,809	112,079,662	122,018,000	131,706,000	131,707,000	131,708,000	131,709,000	131,710,000	131,711,000	131,712,000	131,713,000	131,714,000
	流域下水道維持管理費	ト	円	522,062,106	503,872,496	501,160,905	482,980,948	559,091,000	650,000,000	650,000,000	650,000,000	650,000,000	650,000,000	650,000,000	650,000,000	650,000,000	650,000,000
	減価償却費	ナ	円	862,769,831	873,446,798	874,838,524	869,604,795	878,603,000	887,873,800	891,116,460	887,638,996	889,126,281	883,664,010	876,508,327	876,266,020	850,771,329	813,072,892
	資産減耗費	ニ	円	3,427,588	24,977	23,601	47,060	224,000	450,016	450,016	450,016	450,016	450,016	0	0	0	0
	支払利息（汚水）	ヌ	円	3,514,343	3,674,175	3,433,031	2,908,916	3,786,000	5,355,283	6,997,517	6,641,288	6,332,651	6,032,052	5,749,688	5,468,238	5,352,838	4,914,793
	支払利息（雨水）	ネ	円	15,950,436	15,221,435	14,470,500	15,211,530	27,324,000	33,756,607	40,708,552	42,646,819	43,577,852	46,424,924	50,999,610	51,689,401	52,306,126	52,886,934
	支払利息（流域）	ノ	円	19,475,871	17,911,278	16,465,585	16,665,596	16,300,000	17,668,619	18,435,997	19,161,733	19,908,879	20,845,536	21,747,289	22,437,905	22,923,979	23,708,692
	一時借入金利息	☆	円	88,328	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	雑支出	ハ	円	18,377,465	57,549,545	30,629,434	25,606,480	22,750,000	28,083,000	28,083,000	28,083,000	28,083,000	28,083,000	28,083,000	28,083,000	28,083,000	28,083,000
特別損失	ヒ	円	7,273,826	117,710	49,604	338,963	45,624,000	21,989,000	909,000	909,000	909,000	909,000	909,000	909,000	909,000	909,000	
その他	フ	円	0	0	0	0	0	0	55,000,000	0	55,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	
利益または損失	ヘ	円	132,125,738	644,986,967	232,568,564	230,619,239	△ 17,811,000	△ 107,094,723	244,121,776	228,105,456	206,101,609	249,531,866	443,681,196	437,363,226	434,258,204	392,789,484	
資 本 的 収 支	資本的収入	ホ	円	582,073,100	521,871,800	481,177,400	774,299,248	2,589,023,000	894,073,660	408,405,332	331,140,122	481,810,656	588,172,059	299,172,099	299,468,586	299,370,470	300,358,647
	企業債（汚水）	マ	円	7,000,000	0	0	0	146,000,000	97,400,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債（雨水）	ミ	円	157,300,000	83,200,000	118,500,000	244,300,000	1,174,400,000	530,000,000	204,300,000	154,200,000	250,700,000	342,400,000	148,100,000	148,100,000	148,100,000	148,100,000
	企業債（流域）	ム	円	149,700,000	91,400,000	146,600,000	72,300,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000	100,700,000
	国庫補助金（汚水）	メ	円	9,800,000	2,000,000	3,021,000	2,200,000	0	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
	国庫補助金（雨水）	モ	円	128,700,000	69,200,000	60,000,000	258,200,000	756,220,000	134,100,000	65,800,000	37,400,000	92,000,000	107,500,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000
	受益者負担金（汚水）	ヤ	円	767,700	2,025,800	206,400	845,600	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	26	

令和6年（2024年）7月29日
中央公民館・コミュニティセンター

朝霞市中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事の概要

1 改修概要

朝霞市公共施設等マネジメント実施計画に基づき、中央公民館・コミュニティセンターの長寿命化改修工事を実施します。

2 建物概要

- ① 建築年月日 昭和59年3月20日
- ② 敷地面積 5,000.02㎡
- ③ 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階建
- ④ 床面積

地下1階	485.29㎡
地上1階	1,610.41㎡
2階	1,014.46㎡
3階	949.07㎡
小屋裏	110.04㎡
延床面積	4,169.27㎡
- ⑤ エレベーター 1基 積載量：750kg 定員：11名

3 主な改修内容

劣化状況調査の結果を踏まえ、重中度劣化の項目について改修し、併せて機能向上を図るものとする。

- ① 機能回復

屋上防水、外壁改修、受変電設備更新（キュービクル等）、空調改修、ホール設備（音響設備等）、外構改修（駐車場、駐輪場）
- ② 機能向上

シンボルロードに面する壁を撤去し、イベントスペース（キッチンカーなど）を談話室前に確保。
- ③ バリアフリー化

トイレ洋式化（2、3階）、授乳室（1階）、受付窓口のローカウンター化、ヒアリンググループ、オストメイト設置（1階）、バリアフリートイレの自動ドア化（3階）、各部屋出入口の引戸化、点字ブロック設置
- ④ 環境対応

照明LED化、駐車場緑化ブロック化（一部）、太陽光発電設備設置

⑤ 災害対策本部代替機能の確保

市役所本庁舎が震災等により被災した場合、災害対策本部を設置する代替施設とするため、非常時の電力確保のために発電設備容量を増設するほか、改修にあわせ防災機能を持たせたものとする。

※今後の実施設計により変更になる場合あり。

4 スケジュール

- ① 設計 令和6年2月28日～令和7年3月14日
- ② 工期 令和7年9月～令和8年8月（休館予定）

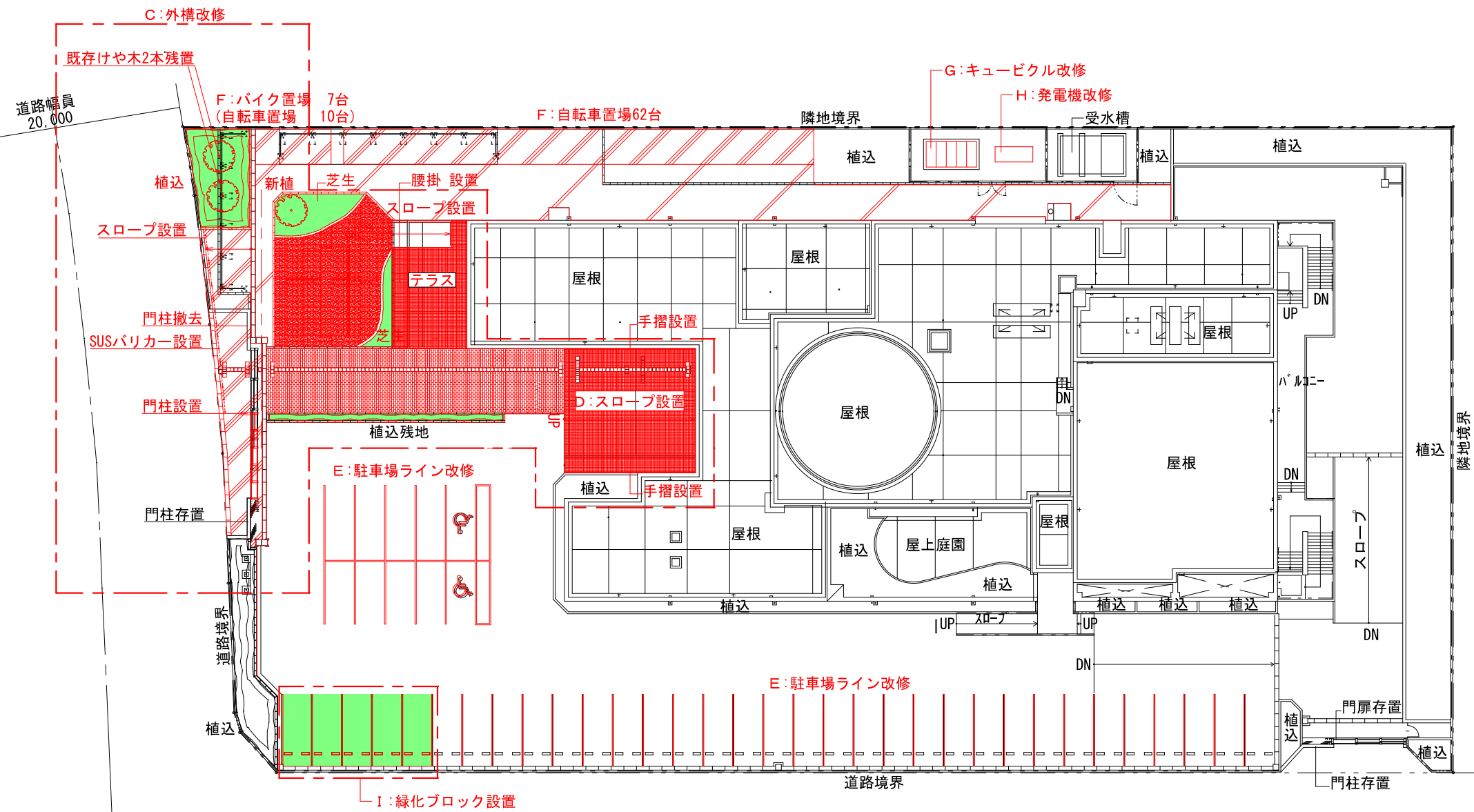
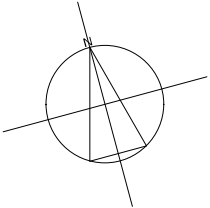
5 事業費（税込）

- ① 設計委託料（契約額）
令和5年度・6年度（継続費）47,844,500円
- ② 基本設計想定工事費 1,237,976,000円
- ③ 工事監理費（工事費の5%） 61,899,000円

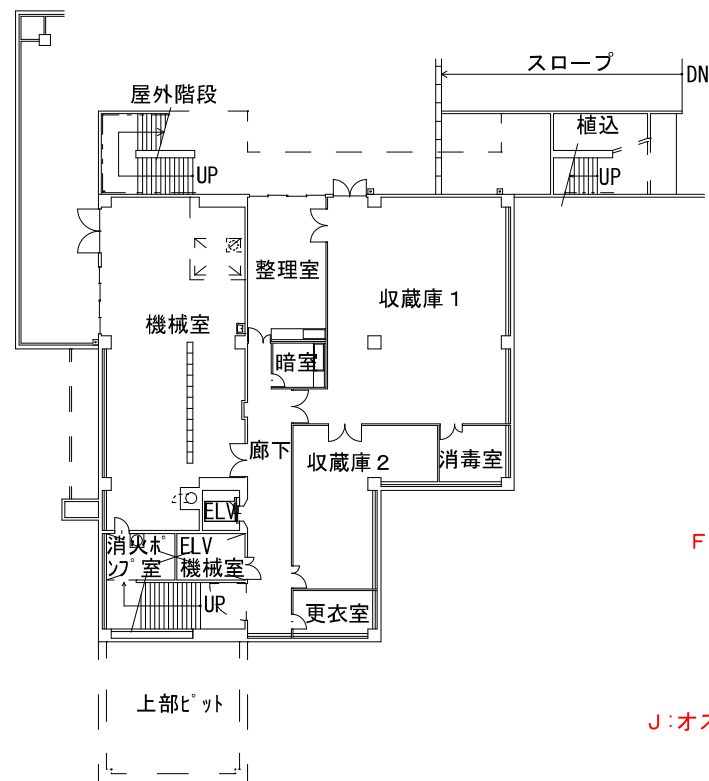
中央公民館・コミュニティセンター改修及び長寿命化工事に係るスケジュール

中央公民館・コミュニティセンター 令和6年7月現在

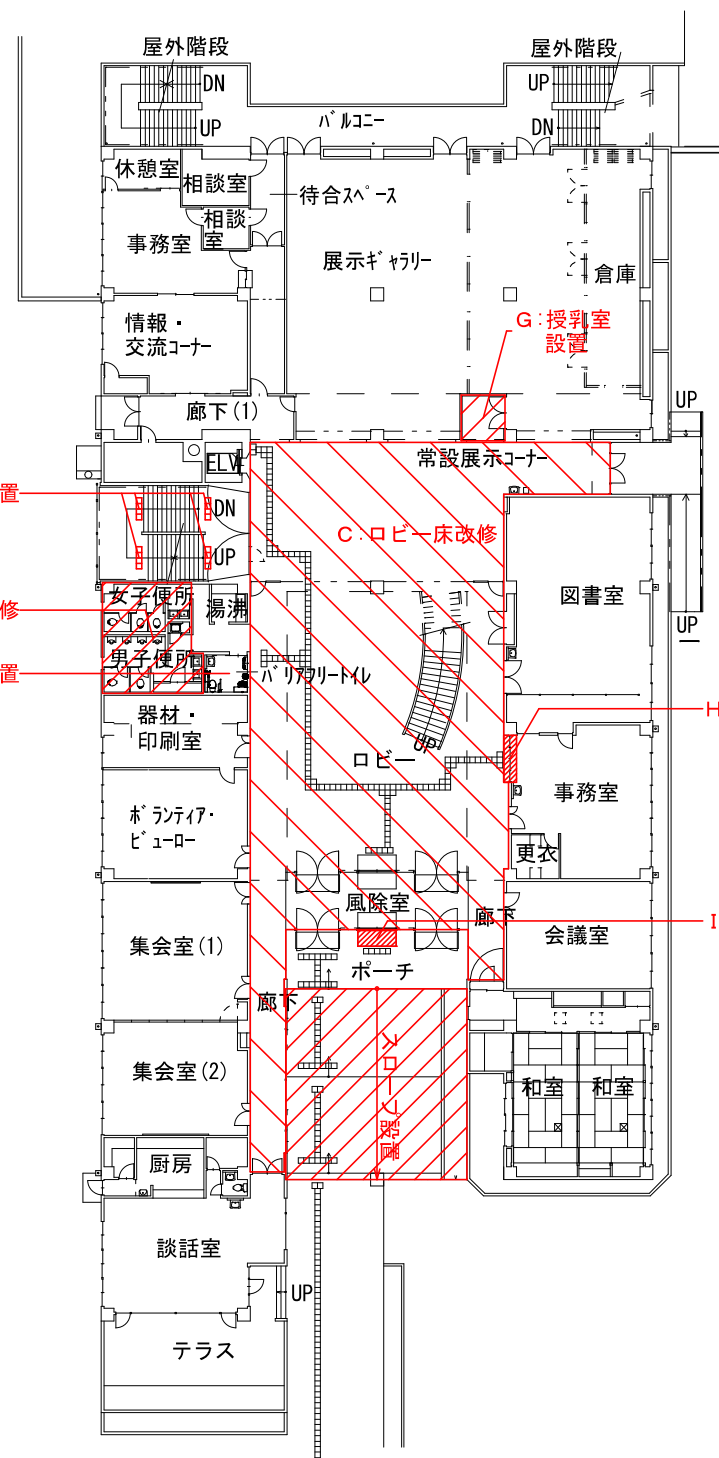
項 目	令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	第1 四半 期	第2 四半 期	第3 四半 期	第4 四半 期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
設 計					令和6年2月～令和7年3月14日											
工 事									工事入札	令和7年9月～令和8年8月						
議 会						基本設計 後、全員協 議会			契約締結議 案提出							



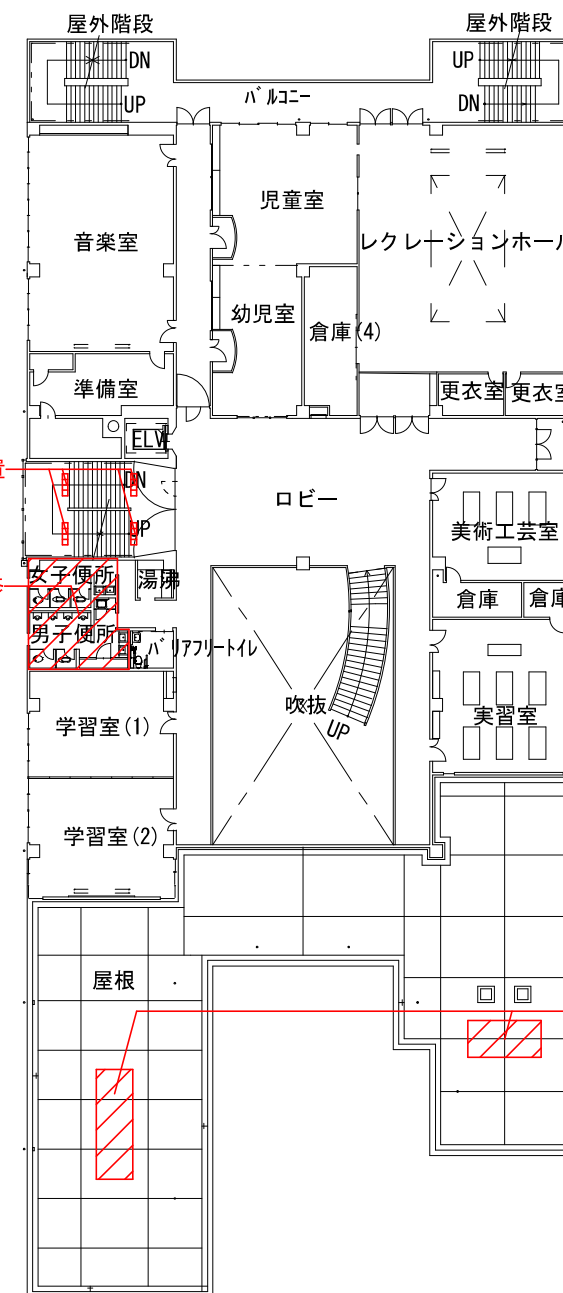
改修内容	
A	外壁改修
B	屋上防水改修
C	外構改修
D	スロープ設置
E	駐車場ライン改修
F	駐輪場改修
G	キュービクル改修
H	発電機改修
I	緑化ブロック設置



地階平面図 S=1/200



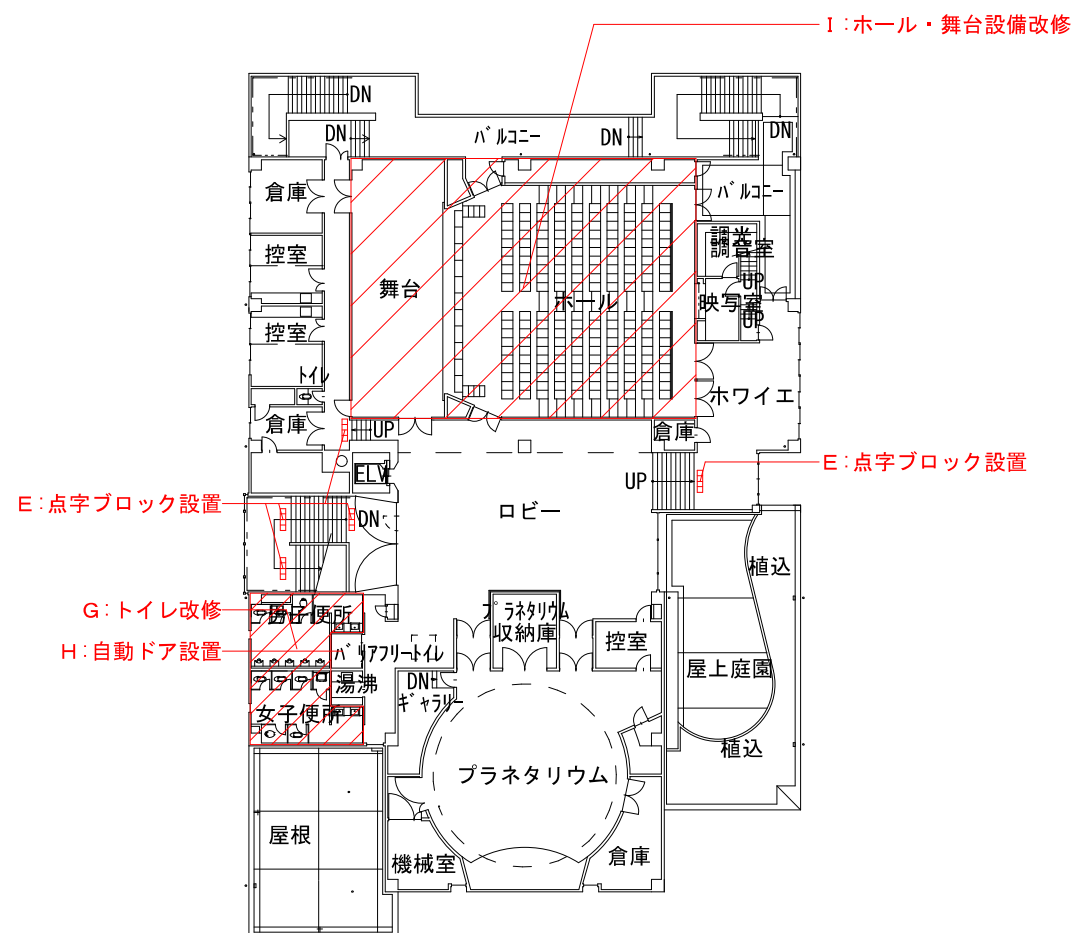
1階平面図 S=1/200



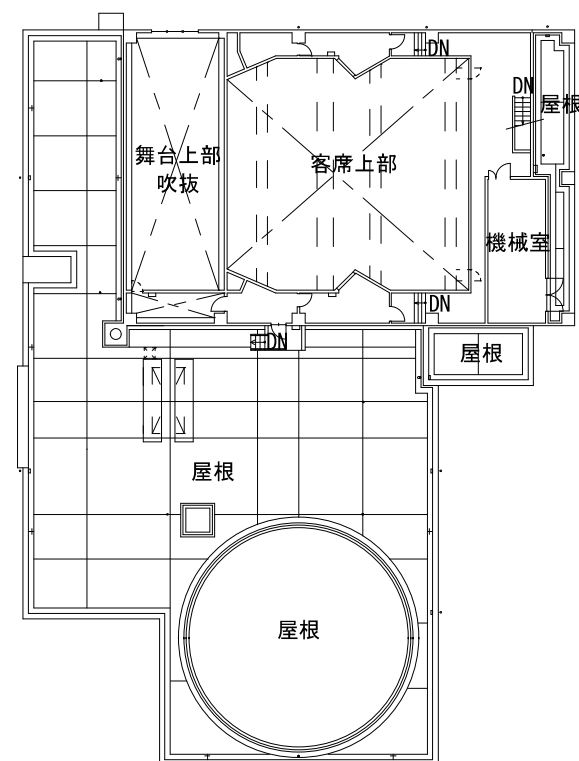
2階平面図 S=1/200

改修内容

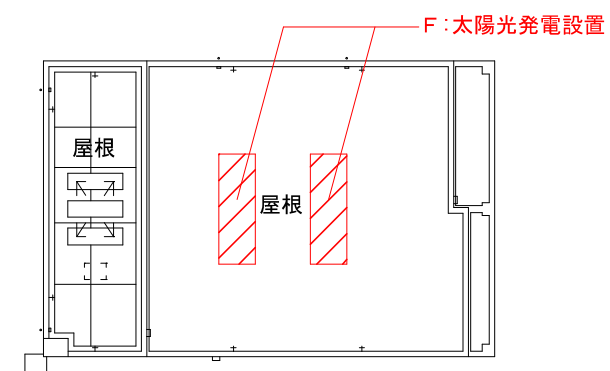
A	天井改修（全室）
B	壁改修（全室）
C	1階ロビー床改修
D	空調・換気設備改修
E	照明LED化
F	点字ブロック設置
G	授乳室設置
H	ローカウンター設置
I	盲導鈴設置
J	オストメイト設備設置
K	太陽光発電設置
L	トイレ改修



3 階平面図 S=1/200



R 1 階平面図 S=1/200



R 階平面図 S=1/200

改修内容

A	天井改修（ホール、プラネタリウム以外）
B	壁改修（プラネタリウム以外）
C	空調・換気設備改修
D	照明LED化
E	点字ブロック設置
F	太陽光発電設置
G	トイレ改修
H	自動ドア設置
I	ホール・舞台設備改修